

東京海上セレクション・日本債券インデックス

追加型投信/国内/債券/インデックス型

投資信託説明書 <u>(請求目論見書)</u> 2025年1月

東京海上アセットマネジメント

この「投資信託説明書(請求目論見書)」は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

- 1. 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 2. この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「東京海上セレクション・日本債券インデックス」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月15日に関東財務局長に提出しており、2025年1月16日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 横田 靖博
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書・有価証券届出書の 訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

東京海上セレクション・日本債券インデックス ※上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

●委託会社のお問い合わせ先(以下「委託会社サービスデスク」といいます。) 東京海上アセットマネジメント サービスデスク 0120-712-016(営業日の9時~17時)

ホームページ

https://www.tokiomarineam.co.jp/

(5)【申込手数料】

無手数料とします。

(6)【申込単位】

- ① 1円以上1円単位となります。
- ② 収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7)【申込期間】

2025年1月16日から2025年7月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、 委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金(発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。) を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定す

る口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。 株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
 - ① ファンドの目的

NOMURA-BPI (総合) に連動する投資成果の達成を目標として運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドは、追加型投信/国内/債券/インデックス型に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式 債 券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信	内 外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

属性区分表

扣添出各次文	油丝压击			上点ノ、ゴートコ
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファミリー	日経225
一般公債	年6回 (隔月)	欧州	ファンド	
社債その他債券	年12回	アジア		TOPIX
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々その他	中南米アフリカ	ファンド・オブ・	その他
その他資産 (投資信託証券	()	中近東	ファンズ	(NOMURA-BPI(総合))
(債券 (一般)))		(中東)		ц <i>/ /</i>
資産複合 (エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

[※]当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

[※]投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

商品分類の定義

337 71. 12 0	V((), #() P (=)	間面分類の正義
単位型・	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後
追加型	State with the	の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行わ
		れ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいま
		す。
投資対象	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
地域		たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載
		があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の
		資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載がある
		ものをいいます。
投資対象	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
資産		たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載がある
	the sta	ものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載がある
		ものをいいます。
	不動産投信 (リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および
		不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるも
		のをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主
		たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外
	Visite III A	の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産
		投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を
VI I 10		実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF (マネー・マネー	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規
	ジメント・ファンド)	則」に定められるMMFをいいます。
	MRF (マネー・リザー	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規
	ブ・ファンド)	則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令
		480号) 第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並び
		に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規
I.N		定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動す
		る運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注
		意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは
		運用手法の記載があるものをいいます。 ⇒託物会が完める「帝日公海に関する性針」なました系託会社が

[※]商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が 作成しております。

属性区分の定義

			7, 7,
投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものを
資産			いいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に
			投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株
			に投資する旨の記載があるものをいいます。

ĺ	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全ての
	順分	- 月文	めの公債、仕債、その他債券属性にめてはよりない主 (の) ものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国
		公頂	の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、
			国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨
			の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する
		上原	社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以
		201四页为	外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいま
			す。
		格付等クレ	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行
		ジットによ	体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記
		る属性	載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高
			格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投
			信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債
			券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものを
			いいます。
	資産複合	資産配分	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対
		固定型	象とし、組入比率については固定的とする旨の記載がある
	資産配分		ものをいいます。
			目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対
		変更型	象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記
			載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものを
法然居 克			Wist.
決算頻度	年1回		目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨
	年2回		の記載があるものをいいます。 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨
	平 2 凹		日間兄者または投資信託的派において、中2回伏昇する目の記載があるものをいいます。
	年4回		目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨
	1 4 四		の記載があるものをいいます。
	年6回(隔	月)	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨
		7 4 7	の記載があるものをいいます。
	年12回(毎	月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算
		,,,,	する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の
			記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象	グローバル	,	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投
地域			資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをい
			います。
	日本		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投
			資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをい
			います。
	北米		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投
			資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	EP III		をいいます。
	欧州		目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資の表表が原見したストの記載がまます。
			資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア		をいいます。 日 ショ ま また け れ 次 付 え 公
			目論見書または投資信託約款において、組入資産による投 資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記
			 黄収益が日本を除くアンア地域の資産を源泉とする目の記 載があるものをいいます。
1			繋ⅳ"Ⅵ"┛ ひ∨/でヾ "ょり。

オセアニア 目論見書または投資信託約款において、組入資産	
資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の	り記載があ
るものをいいます。	
中南米 目論見書または投資信託約款において、組入資産	室による投
資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載	載があるも
のをいいます。	
アフリカ 目論見書または投資信託約款において、組入資産	全による投
資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記	-
ものをいいます。	247(17 67 0
中近東(中東) 目論見書または投資信託約款において、組入資産	生にトス塩
資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載	
のをいいます。	X N - W) - D
エマージング 目論見書または投資信託約款において、組入資産	生ルトフ北
	-
資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))	の質性を
源泉とする旨の記載があるものをいいます。	== (
投資形態 ファミリーファンド 目論見書または投資信託約款において、親投資付	
ンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除	(さます。)
を投資対象として投資するものをいいます。	
ファンド・オブ・ファン 一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用	
	ノズをいい
ます。	
為替 あり 目論見書または投資信託約款において、為替のこ	フルヘッジ
マッジ または一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載	載があるも
のをいいます。	
なし 目論見書または投資信託約款において、為替の	ヘッジを行
わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを	を行う旨の
記載がないものをいいます。	
対象インデ 日経225 目論見書または投資信託約款において、日経22	25に連動
ックス する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい	います。
TOPIX 目論見書または投資信託約款において、TOP	IXに連動
する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい	
その他 上記指数にあてはまらない全てのものをいいます	
特殊型 ブル・ベア型 目論見書または投資信託約款において、派生商品	-
目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに行	
資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動	
連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをい	
条件付運用型 目論見書または投資信託約款において、仕組債	
たはその他特殊な仕組みを用いることにより、「	
投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)。	
日等が、明示的な指標等の値により定められる-	
によって決定される旨の記載があるものをいいま	
ロング・ショート型 目論見書または投資信託約款において、特定の	
	7 3/
/絶対収益追求型 されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロンジ	
/絶対収益追求型 されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロンタート戦略により収益の追求を目指す旨の記載がある	
/絶対収益追求型 されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロンタート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるいます。	ろものをい
/絶対収益追求型 されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロンクト戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるいます。 その他型 目論見書または投資信託約款において、上記特殊	るものをい **型に掲げ
/絶対収益追求型 されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロンクト戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるいます。	るものをい **型に掲げ

[※]属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が 作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色



主にわが国の公社債に投資します。

- 主にわが国の公社債を主要投資対象として運用する「TMA日本債券インデックスマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)に投資します。
- ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンドの組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

2

NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果を目標とします。

NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとします。

3

お申込み時の手数料はありません。

<マザーファンドが対象とする指数について>

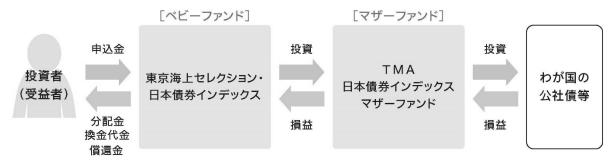
●NOMURA-BPI(総合)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下、NFRCといいます。)が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIは、NFRCの知的財産です。NFRCは、ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。



資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株 式

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)

外貨建資産

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

分配方針

◎年1回決算を行います。

• 4月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額と します。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配				ă						1 1 1 1 1		

●上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

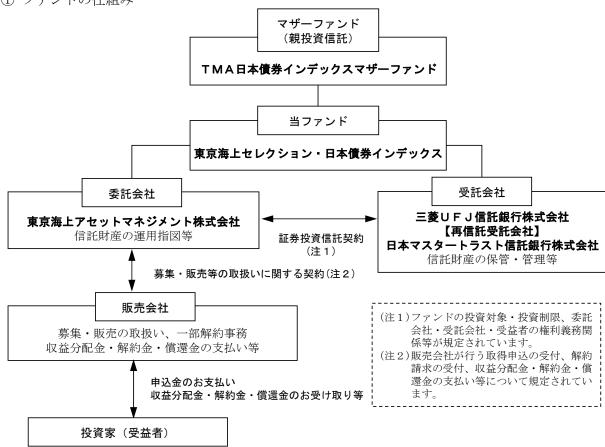
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年4月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円 (2024年10月末日現在)
- ・会社の沿革
 - 1985年12月 東京海上グループ (現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金 2 億円で設立
 - 1987年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 1998年 5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
 - 2007年9月 金融商品取引業者として登録
 - 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
 - 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併
- ・大株主の状況 (2024年10月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

NOMURA-BPI (総合) に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「TMA日本債券インデックスマザーファンド受益証券」(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)に投資します。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほかわが国の公社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ①主として、わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。
- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ③信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、 組入有価証券の時価総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額(マザーファンドにお いて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、信託財産の純資産 総額を超えることがあります。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報>マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限(要約)

◇TMA日本債券インデックスマザーファンド

1. 基本方針

NOMURA-BPI (総合) に連動する投資成果の達成を目標とします。

- 2. 運用方法
- (1) 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
 - ①主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。
 - ②信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
 - ③資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 3. 運用制限
- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換、新株引受権の行使、及び新株予約権(転換社債型新株予約権付 社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下と します。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (8) 約款第18条(先物取引等の運用指図)、第19条(スワップ取引の運用指図)および第20条(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)に定めるデリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、

一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※運用にあたっては、層化抽出法を用いてNOMURA―BPI(総合)に連動するよう、残存期間別、種別毎の時価ウェイトとデュレーションを勘案しポートフォリオを構築します。

(2)【投資対象】

- 1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - (1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - ① 有価証券
 - ② デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ③ 金銭債権(①④に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ④ 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産 為替手形
- 2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱 UF J 信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA日本債券インデックスマザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - (1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引 受権証書
 - (2) 国債証券
 - (3) 地方債証券
 - (4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - (6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - (7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
 - (8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - (9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - (10) コマーシャル・ペーパー
 - (11)新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券
 - (12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1) から(11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - (13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - (14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - (15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - (16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 - (17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - (18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - (20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託

の受益証券に表示されるべきもの

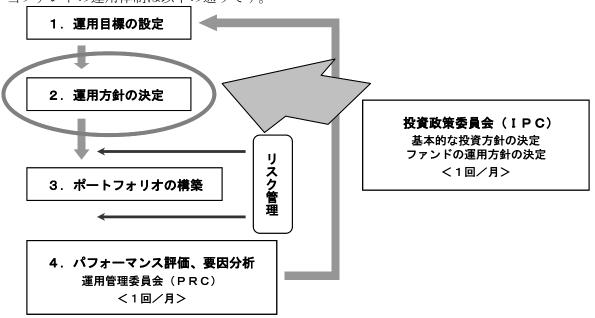
(22)外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- 3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運 用することを指図することができます。
 - (1) 預金
 - (2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - (3) コール・ローン
 - (4) 手形割引市場において売買される手形
 - (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
- 4. 上記 2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、 委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記 3. に掲げる金融商品により 運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。 運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門(10名程度)による法令・運用ガイドライン等 の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバッ クされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(運用リスク管理部門担当役員を 委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の 評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参 照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、2024年10月末日現在)

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

- ① 運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)
 - a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額の うち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超え ることとなる投資の指図をしません。(ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新 株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
 - ※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ)
 - b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産 の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
 - c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法 第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当 該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法 施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含 め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属す るとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の 指図をしません。

② 投資する株式等の範囲(約款)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引され ている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により 取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託

会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 信用取引(約款)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産 に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額 が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託 財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当 する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

④ 先物取引等(約款)

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならび に外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をす ることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならび に外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引(約款)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または 異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」とい います。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款)
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行う ことの指図をすることができます。
 - b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについ てはこの限りではありません。
 - c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。
- ⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限(約款) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 有価証券の貸付(約款)
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時 価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものと します。

⑨ 有価証券の空売(約款)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「⑩ 有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑩ 有価証券の借入(約款)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ① 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑩ 外国為替予約取引(約款)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産 (マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含 みます。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることが できます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき 円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する 外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみな した額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図について は、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会 社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売 買の予約取引の指図をするものとします。
- ③ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款)
 - 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑭ 資金の借入(約款)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入 れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金 をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払 開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解 約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業 日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および 償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、<u>投資元本は保証されて</u>いるものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

① 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、または デフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。し たがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、 基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ NOMURA-BPI (総合) との乖離リスク

当ファンドの投資成果はNOMURA-BPI(総合)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、NOMURA-BPI(総合)の算出対象となる債券 の種類別構成や構成比等が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

2. その他の留意事項

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。。
- ④ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

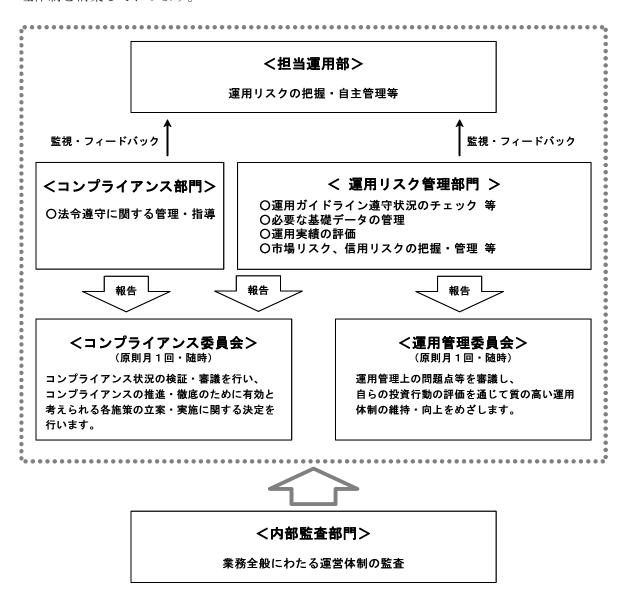
3. 管理体制

<リスク管理体制>

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部 監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管 理体制を構築しております。



<流動性リスク管理>

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

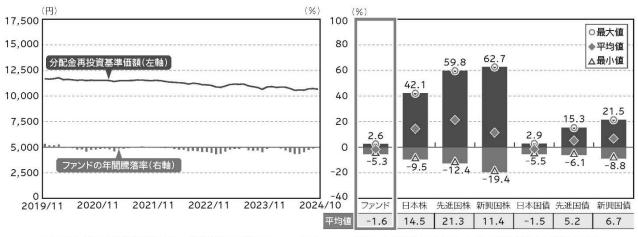
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督 します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近 1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように 作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間 の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは 異なる場合があります。 ※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 NOMURA-BPI (国債)

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下、JPXといいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を変更する権利の場所を使用等することは禁じられています。MSCI社は同指数の内容を変更する権利もよび公表を停止する権利を有しています。MSCI社は同計数の内容を変更する権利もよび公表を停止する権利を有しています。MSCI社はアンドンとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も良いません。 ●MOMURA-BPI (国債)に関する著作権、簡標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

- ① 換金 (解約) 手数料 ありません。
- ② 信託財産留保額 ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率 0.154%(税抜0.14%)を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
- ② ①の信託報酬(消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。) に相当する金額を 含みます。) は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに 信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社(税抜)*1	販売会社(税抜)*2	受託会社(税抜)*3
年率0.06%	年率0.06%	年率0.02%

- *1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
- *2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務 手続き等の対価
- *3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、監査法人に支払 うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0055%(税抜0.005%) を乗じて得た金額(ただし、年66万円(税抜60万円)の1日分相当額を上限とします。)を計 上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中 から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、 先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の 負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の 手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信 託財産中から支弁します。
- ※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の各受益者の個別元本(※1)超過額に対する所得税、復興特別所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記によらない受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合は、変更になることがあります。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%*および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(※2)は課税されません。※2037年12月31日までの間、復興特別所得税(所得税15%×2.1%)が付加されます。

解約時および償還時の差益(解約時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む) を控除した差額)は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等 については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申 告分離課税が適用されます(特定口座(源泉徴収選択口座)での取扱いも可能です。)。

普通分配金(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等(特定公社債および公募公社債投信を含みます。)の利子所得および配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」(※1)超過額については15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(※2)は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

- (※1)「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および 当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数によ り加重平均され、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファン ドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを 取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わ せください。
- (※2)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- *上記は、2024年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間 (以下「当期間」といいます。) (2023年4月18日~2024年4月15日) におけるファンド の総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.17%	0.16%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

- ※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは 消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値です。
- ※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年10月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類		地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投	資信託受益証券	日本	5, 973, 258, 775	100.00
コール	ローン等、その他の資	△415, 340	△0.00	
合計(純資産総額)			5, 972, 843, 435	100.00

(ご参考:親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA日本債券インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	日本	28, 653, 293, 740	90. 31
地方債証券	日本	1, 555, 598, 304	4. 90
特殊債券	日本	98, 595, 000	0.31
社債券	日本	1, 306, 068, 531	4. 11
コール・ローン等、その他の資	113, 777, 022	0.35	
合計(純資産総	31, 727, 332, 597	100.00	

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

川	銘柄名	地域	種類	□ * ⁄r	長 長 長 長 一 数		評価額		投資比率
位	· 動物名	地坝	俚粗	口奴	単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	(%)
1	TMA日本債券インデックスマザー ファンド	$H \sim 1$	親投資信託 受益証券	4, 948, 847, 370	1. 2060	5, 968, 799, 952	1. 2070	5, 973, 258, 775	100.00

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合 計	100.00

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。 (ご参考:親投資信託の投資資産)

- ①投資有価証券の主要銘柄
- a. 主要銘柄の明細
- TMA日本債券インデックスマザーファンド

国債 日本 国債 日本	国債証券	利率	償還期限	額面	単価(円)	金額(円)	単価(円)	∧ ## (m)	比率
日本	国債証券						中間(11)	金額(円)	(%)
国債日本		0. 100	2029/09/20	430, 000, 000	97. 86	420, 821, 100	97. 78	420, 492, 700	1. 32
	国債証券	0. 200	2032/06/20	403, 000, 000	95. 74	385, 844, 400	96. 34	388, 258, 260	1. 22
国債日本	国債証券	0. 100	2028/09/20	357, 000, 000	98. 55	351, 847, 600	98. 51	351, 691, 410	1. 10
国債日本	国債証券	0.005	2026/09/20	351, 000, 000	99. 54	349, 410, 750	99. 23	348, 307, 830	1. 09
国債日本	国債証券	0. 100	2027/06/20	345, 000, 000	99. 33	342, 720, 150	99. 15	342, 077, 850	1. 07
国債日本	国債証券	0. 100	2028/12/20	346, 000, 000	98. 38	340, 420, 300	98. 33	340, 252, 940	1. 07
国債日本	国債証券	0. 100	2030/06/20	349, 000, 000	97. 21	339, 293, 300	97. 38	339, 859, 690	1. 07
国債日本	国債証券	1. 100	2034/06/20	326, 000, 000	101.81	331, 916, 580	101.81	331, 926, 680	1.04
国債日本	国債証券	0.005	2026/03/20	332, 000, 000	99. 74	331, 136, 800	99. 51	330, 403, 080	1. 04
国債日本	国債証券	0. 100	2029/03/20	336, 000, 000	98. 17	329, 857, 920	98. 13	329, 740, 320	1.03
国債日本	国債証券	0. 100	2031/03/20	336, 000, 000	96. 23	323, 354, 840	96. 83	325, 372, 320	1. 02
国債日本	国債証券	0.800	2033/09/20	319, 000, 000	100. 50	320, 610, 470	99. 91	318, 735, 230	1.00
国債日本	国債証券	0. 100	2025/12/20	315, 000, 000	100. 03	315, 094, 500	99. 75	314, 234, 550	0. 99
国債日本	国債証券	0. 100	2031/12/20	320, 000, 000	95. 63	306, 016, 000	96. 15	307, 683, 200	0. 96
国債日本	国債証券	0. 100	2029/06/20	313, 000, 000	97. 98	306, 680, 530	97. 96	306, 636, 710	0. 96
国債日本	国債証券	0. 200	2032/03/20	310, 000, 000	95. 71	296, 701, 000	96. 62	299, 540, 600	0. 94
国債日本	国債証券	0. 100	2030/12/20	308, 000, 000	97. 02	298, 838, 300	97. 04	298, 886, 280	0.94
国債日本	国債証券	0. 200	2032/09/20	310, 000, 000	95. 12	294, 872, 000	96. 08	297, 860, 400	0. 93
国債日本	国債証券	0. 100	2030/03/20	304, 000, 000	97. 38	296, 037, 750	97. 52	296, 460, 800	0. 93
国債日本	国債証券	0. 100	2029/12/20	298, 000, 000	97.87	291, 668, 800	97. 65	291, 011, 900	0. 91
国債日本	国債証券	0.005	2027/06/20	293, 000, 000	99. 39	291, 239, 130	98. 90	289, 794, 580	0. 91
国債 日本	国債証券	0.600	2033/12/20	295, 000, 000	98. 18	289, 646, 160	97. 88	288, 746, 000	0. 91
国債日本	国債証券	0. 100	2031/09/20	297, 000, 000	96. 33	286, 110, 910	96. 40	286, 328, 790	0. 90
国債日本	国債証券	0.005	2026/06/20	287, 000, 000	99. 63	285, 941, 050	99. 35	285, 160, 330	0.89
国債日本	国債証券	0. 100	2031/06/20	295, 000, 000	96. 19	283, 770, 000	96. 62	285, 043, 750	0.89
国債 日本	国債証券	0. 100	2030/09/20	280, 000, 000	96. 96	271, 491, 050	97. 21	272, 196, 400	0.85
		国债 日本 国债 日本 <t< td=""><td>日本 国債証券 0.005 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.005 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.200 国債 日本 国債証券 0.200 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.005 国債 <t< td=""><td>国債 日本 国債証券 0.100 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2032/03/20 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20</td><td>国債 日本 国債証券 0.100 2027/06/20 345,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 332,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 319,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2032/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 298,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 297,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 297,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/06/20 295,000,000</td><td>日本 国債証券 0.003 2026/09/20 331,000,000 99.33 国債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 98.38 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 97.21 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 326,000,000 99.74 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 332,000,000 99.74 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 99.74 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 96.23 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 319,000,000 100.50 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 100.03 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.38 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 298,000,000 97.87 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 298,000,000 97.87 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 97.87 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 98.18 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 99.63 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 99.63 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 99.63 国債 日本 国債証券 0.100 2031/06/20 295,000,000 99.63</td><td>国体 日本 国債証券 0.005 2026/09/20 351,000,000 99.34 349,410,730 目債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 99.33 342,720,150 国債 日本 国債証券 0.100 2034/06/20 349,000,000 97.21 339,293,300 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 326,000,000 101.81 331,916,580 国債 日本 国債証券 0.100 2034/06/20 332,000,000 99.74 331,136,800 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 96.23 323,354,840 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 319,000,000 100.50 320,610,470 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 100.50 320,610,470 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 95.63 306,016,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 95.63 306,016,000 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.98 306,680,530 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.02 298,838,300 国債 日本 国債証券 0.200 2032/09/20 310,000,000 97.02 298,838,300 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.87 294,872,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 97.87 291,668,800 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 97.87 291,668,800 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 291,239,130 国債 日本 国債証券 0.600 2033/12/20 295,000,000 99.63 285,941,050 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 96.33 286,110,910 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 297,000,000 96.33 286,110,910 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 297,000,000 99.63 285,941,050 国債 日本 国債証券 0.100 2031/06/20 295,000,000 99.63 285,941,050</td><td>国体 目検証券 0.00 2026/09/20 331,000,000 99.34 349,410,750 99.33 国検 日本 国検証券 0.100 2028/12/20 345,000,000 99.33 342,720,150 99.15 国検 日本 国検証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 97.21 339,293,300 97.38 国検 日本 国検証券 0.100 2034/06/20 326,000,000 101.81 331,916,580 101.81 国検 日本 国検証券 0.005 2026/03/20 332,000,000 99.74 331,136,800 99.51 国検 日本 国検証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 98.13 国検 日本 国検証券 0.800 2033/09/20 319,000,000 96.23 323,354,840 96.83 国検 日本 国検証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 100.50 320,610,470 99.91 国検 日本 国検証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 95.63 306,016,000 96.15 国検 日本 国検証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 306,680,530 97.96 国検 日本 国検証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 95.71 296,701,000 96.62 国検 日本 国検証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.98 306,680,530 97.96 国検 日本 国検証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.92 298,838,300 97.04 国検 日本 国検証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 298,838,300 97.04 国検 日本 国検証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.38 296,037,750 97.52 国検 日本 国検証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 97.38 296,037,750 97.52 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 291,239,130 98.90 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 291,239,130 98.90 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.33 285,941,050 99.35 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.63 285,941,050 99.35 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 99.63 285,941,050 99.35 国検 日本 国検証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.19 283,770,000 96.62</td><td>国体 日本 国債証券 0.000 2027/09/20 331,000,000 99.33 342,720,150 99.15 342,077,850 国債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 98.38 340,420,300 98.33 340,252,940 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 97.21 339,293,300 97.38 339,859,690 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 332,000,000 101.81 331,136,800 99.51 330,403,080 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 99.74 331,136,800 99.51 330,403,080 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 98.13 329,740,320 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 96.23 323,354,840 96.83 325,372,320 国債 日本 国債証券 0.100 2033/09/20 319,000,000 100.50 320,610,470 99.91 318,735,230 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 95.63 306,016,000 96.15 307,683,200 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 306,680,530 97.98 306,636,710 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.02 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.02 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 308,000,000 97.02 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 308,000,000 97.70 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 298,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 298,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 98.18 289,646,160 97.88 288,746,000 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 98.18 289,646,160 97.88 288,746,000 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.31 285,941,050 99.33 285,160,330 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.31 285,941,050 99.33 285,160,330 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.51 283,770,000 96.62 285,043,750 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.51 283,770,000 96.62 285,043,750</td></t<></td></t<>	日本 国債証券 0.005 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.005 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.200 国債 日本 国債証券 0.200 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.100 国債 日本 国債証券 0.005 国債 <t< td=""><td>国債 日本 国債証券 0.100 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2032/03/20 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20</td><td>国債 日本 国債証券 0.100 2027/06/20 345,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 332,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 319,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2032/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 298,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 297,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 297,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/06/20 295,000,000</td><td>日本 国債証券 0.003 2026/09/20 331,000,000 99.33 国債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 98.38 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 97.21 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 326,000,000 99.74 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 332,000,000 99.74 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 99.74 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 96.23 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 319,000,000 100.50 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 100.03 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.38 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 298,000,000 97.87 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 298,000,000 97.87 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 97.87 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 98.18 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 99.63 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 99.63 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 99.63 国債 日本 国債証券 0.100 2031/06/20 295,000,000 99.63</td><td>国体 日本 国債証券 0.005 2026/09/20 351,000,000 99.34 349,410,730 目債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 99.33 342,720,150 国債 日本 国債証券 0.100 2034/06/20 349,000,000 97.21 339,293,300 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 326,000,000 101.81 331,916,580 国債 日本 国債証券 0.100 2034/06/20 332,000,000 99.74 331,136,800 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 96.23 323,354,840 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 319,000,000 100.50 320,610,470 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 100.50 320,610,470 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 95.63 306,016,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 95.63 306,016,000 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.98 306,680,530 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.02 298,838,300 国債 日本 国債証券 0.200 2032/09/20 310,000,000 97.02 298,838,300 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.87 294,872,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 97.87 291,668,800 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 97.87 291,668,800 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 291,239,130 国債 日本 国債証券 0.600 2033/12/20 295,000,000 99.63 285,941,050 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 96.33 286,110,910 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 297,000,000 96.33 286,110,910 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 297,000,000 99.63 285,941,050 国債 日本 国債証券 0.100 2031/06/20 295,000,000 99.63 285,941,050</td><td>国体 目検証券 0.00 2026/09/20 331,000,000 99.34 349,410,750 99.33 国検 日本 国検証券 0.100 2028/12/20 345,000,000 99.33 342,720,150 99.15 国検 日本 国検証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 97.21 339,293,300 97.38 国検 日本 国検証券 0.100 2034/06/20 326,000,000 101.81 331,916,580 101.81 国検 日本 国検証券 0.005 2026/03/20 332,000,000 99.74 331,136,800 99.51 国検 日本 国検証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 98.13 国検 日本 国検証券 0.800 2033/09/20 319,000,000 96.23 323,354,840 96.83 国検 日本 国検証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 100.50 320,610,470 99.91 国検 日本 国検証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 95.63 306,016,000 96.15 国検 日本 国検証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 306,680,530 97.96 国検 日本 国検証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 95.71 296,701,000 96.62 国検 日本 国検証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.98 306,680,530 97.96 国検 日本 国検証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.92 298,838,300 97.04 国検 日本 国検証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 298,838,300 97.04 国検 日本 国検証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.38 296,037,750 97.52 国検 日本 国検証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 97.38 296,037,750 97.52 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 291,239,130 98.90 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 291,239,130 98.90 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.33 285,941,050 99.35 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.63 285,941,050 99.35 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 99.63 285,941,050 99.35 国検 日本 国検証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.19 283,770,000 96.62</td><td>国体 日本 国債証券 0.000 2027/09/20 331,000,000 99.33 342,720,150 99.15 342,077,850 国債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 98.38 340,420,300 98.33 340,252,940 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 97.21 339,293,300 97.38 339,859,690 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 332,000,000 101.81 331,136,800 99.51 330,403,080 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 99.74 331,136,800 99.51 330,403,080 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 98.13 329,740,320 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 96.23 323,354,840 96.83 325,372,320 国債 日本 国債証券 0.100 2033/09/20 319,000,000 100.50 320,610,470 99.91 318,735,230 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 95.63 306,016,000 96.15 307,683,200 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 306,680,530 97.98 306,636,710 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.02 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.02 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 308,000,000 97.02 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 308,000,000 97.70 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 298,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 298,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 98.18 289,646,160 97.88 288,746,000 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 98.18 289,646,160 97.88 288,746,000 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.31 285,941,050 99.33 285,160,330 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.31 285,941,050 99.33 285,160,330 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.51 283,770,000 96.62 285,043,750 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.51 283,770,000 96.62 285,043,750</td></t<>	国債 日本 国債証券 0.100 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2032/03/20 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20	国債 日本 国債証券 0.100 2027/06/20 345,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 332,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 319,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2032/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 310,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 298,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 297,000,000 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/09/20 297,000,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/06/20 295,000,000	日本 国債証券 0.003 2026/09/20 331,000,000 99.33 国債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 98.38 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 97.21 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 326,000,000 99.74 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 332,000,000 99.74 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 99.74 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 96.23 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 319,000,000 100.50 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 100.03 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.38 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 298,000,000 97.87 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 298,000,000 97.87 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 97.87 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 98.18 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 99.63 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 99.63 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 99.63 国債 日本 国債証券 0.100 2031/06/20 295,000,000 99.63	国体 日本 国債証券 0.005 2026/09/20 351,000,000 99.34 349,410,730 目債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 99.33 342,720,150 国債 日本 国債証券 0.100 2034/06/20 349,000,000 97.21 339,293,300 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 326,000,000 101.81 331,916,580 国債 日本 国債証券 0.100 2034/06/20 332,000,000 99.74 331,136,800 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 96.23 323,354,840 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 319,000,000 100.50 320,610,470 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 100.50 320,610,470 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 95.63 306,016,000 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 95.63 306,016,000 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.98 306,680,530 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.02 298,838,300 国債 日本 国債証券 0.200 2032/09/20 310,000,000 97.02 298,838,300 国債 日本 国債証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.87 294,872,000 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 97.87 291,668,800 国債 日本 国債証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 97.87 291,668,800 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 291,239,130 国債 日本 国債証券 0.600 2033/12/20 295,000,000 99.63 285,941,050 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 96.33 286,110,910 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 297,000,000 96.33 286,110,910 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 297,000,000 99.63 285,941,050 国債 日本 国債証券 0.100 2031/06/20 295,000,000 99.63 285,941,050	国体 目検証券 0.00 2026/09/20 331,000,000 99.34 349,410,750 99.33 国検 日本 国検証券 0.100 2028/12/20 345,000,000 99.33 342,720,150 99.15 国検 日本 国検証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 97.21 339,293,300 97.38 国検 日本 国検証券 0.100 2034/06/20 326,000,000 101.81 331,916,580 101.81 国検 日本 国検証券 0.005 2026/03/20 332,000,000 99.74 331,136,800 99.51 国検 日本 国検証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 98.13 国検 日本 国検証券 0.800 2033/09/20 319,000,000 96.23 323,354,840 96.83 国検 日本 国検証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 100.50 320,610,470 99.91 国検 日本 国検証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 95.63 306,016,000 96.15 国検 日本 国検証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 306,680,530 97.96 国検 日本 国検証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 95.71 296,701,000 96.62 国検 日本 国検証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.98 306,680,530 97.96 国検 日本 国検証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.92 298,838,300 97.04 国検 日本 国検証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.02 298,838,300 97.04 国検 日本 国検証券 0.100 2030/12/20 308,000,000 97.38 296,037,750 97.52 国検 日本 国検証券 0.100 2030/03/20 304,000,000 97.38 296,037,750 97.52 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 291,239,130 98.90 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.39 291,239,130 98.90 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.33 285,941,050 99.35 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 99.63 285,941,050 99.35 国検 日本 国検証券 0.005 2027/06/20 297,000,000 99.63 285,941,050 99.35 国検 日本 国検証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.19 283,770,000 96.62	国体 日本 国債証券 0.000 2027/09/20 331,000,000 99.33 342,720,150 99.15 342,077,850 国債 日本 国債証券 0.100 2028/12/20 346,000,000 98.38 340,420,300 98.33 340,252,940 国債 日本 国債証券 0.100 2030/06/20 349,000,000 97.21 339,293,300 97.38 339,859,690 国債 日本 国債証券 0.005 2026/03/20 332,000,000 101.81 331,136,800 99.51 330,403,080 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 99.74 331,136,800 99.51 330,403,080 国債 日本 国債証券 0.100 2029/03/20 336,000,000 98.17 329,857,920 98.13 329,740,320 国債 日本 国債証券 0.100 2031/03/20 336,000,000 96.23 323,354,840 96.83 325,372,320 国債 日本 国債証券 0.100 2033/09/20 319,000,000 100.50 320,610,470 99.91 318,735,230 国債 日本 国債証券 0.100 2025/12/20 315,000,000 95.63 306,016,000 96.15 307,683,200 国債 日本 国債証券 0.100 2031/12/20 320,000,000 97.98 306,680,530 97.98 306,636,710 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.02 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.200 2032/03/20 310,000,000 97.02 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 308,000,000 97.02 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 308,000,000 97.70 298,838,300 97.04 298,886,280 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 298,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.100 2039/12/20 298,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 97.87 291,668,800 97.65 291,011,900 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 98.18 289,646,160 97.88 288,746,000 国債 日本 国債証券 0.005 2027/06/20 293,000,000 98.18 289,646,160 97.88 288,746,000 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.31 285,941,050 99.33 285,160,330 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.31 285,941,050 99.33 285,160,330 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.51 283,770,000 96.62 285,043,750 国債 日本 国債証券 0.005 2026/06/20 287,000,000 96.51 283,770,000 96.62 285,043,750

27	第371回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0. 400	2033/06/20	276, 000, 000	96. 08	265, 184, 880	96. 80	267, 192, 840	0.84
28	第370回利付国債 (10年)	日本	国債証券	0. 500	2033/03/20	270, 000, 000	97. 18	262, 408, 300	97. 91	264, 362, 400	0.83
29	第150回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.005	2026/12/20	264, 000, 000	99. 42	262, 483, 200	99. 12	261, 682, 080	0.82
30	第151回利付国債 (5年)	日本	国債証券	0.005	2027/03/20	260, 000, 000	99. 26	258, 078, 120	99. 02	257, 454, 600	0.81

b. 投資有価証券の種類

TMA日本債券インデックスマザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	90. 31
地方債証券	4. 90
特殊債券	0.31
社債券	4. 11
습 計	99.64

②投資不動産物件

TMA日本債券インデックスマザーファンド 該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

TMA日本債券インデックスマザーファンド 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第5計算期間末	(2015年 4月15日)	88	88	1. 0973	1. 0973
第6計算期間末	(2016年 4月15日)	157	157	1. 1580	1. 1580
第7計算期間末	(2017年 4月17日)	407	407	1. 1390	1. 1390
第8計算期間末	(2018年 4月16日)	1, 362	1, 362	1. 1430	1. 1430
第9計算期間末	(2019年 4月15日)	2, 373	2, 373	1. 1587	1. 1587
第10計算期間末	(2020年 4月15日)	3, 285	3, 285	1. 1576	1. 1576
第11計算期間末	(2021年 4月15日)	3, 927	3, 927	1. 1508	1. 1508
第12計算期間末	(2022年 4月15日)	4, 626	4, 626	1. 1305	1. 1305
第13計算期間末	(2023年 4月17日)	5, 255	5, 255	1. 1049	1. 1049
第14計算期間末	(2024年 4月15日)	5, 664	5, 664	1. 0746	1. 0746
2023年	F10月末日	5, 383	_	1. 0656	_
11	月末日	5, 523	_	1. 0881	_
12	月末日	5, 589	_	1. 0924	
2024年	F 1月末日	5, 608		1. 0842	_

2月末日	5, 648		1. 0875	
3月末日	5, 682		1. 0860	
4月末日	5, 678		1. 0735	
5月末日	5, 607	_	1. 0561	_
6月末日	5, 632	_	1. 0588	_
7月末日	5, 678	_	1. 0575	_
8月末日	5, 816	_	1. 0699	_
9月末日	5, 893	_	1.0727	_
10月末日	5, 972	_	1.0672	

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)(分配付)
第5計算期間	2014年 4月16日~2015年 4月15日	2.7
第6計算期間	2015年 4月16日~2016年 4月15日	5. 5
第7計算期間	2016年 4月16日~2017年 4月17日	△1.6
第8計算期間	2017年 4月18日~2018年 4月16日	0.4
第9計算期間	2018年 4月17日~2019年 4月15日	1.4
第10計算期間	2019年 4月16日~2020年 4月15日	△0.1
第11計算期間	2020年 4月16日~2021年 4月15日	△0.6
第12計算期間	2021年 4月16日~2022年 4月15日	△1.8
第13計算期間	2022年 4月16日~2023年 4月17日	△2.3
第14計算期間	2023年 4月18日~2024年 4月15日	△2. 7
第15中間計算期間	2024年 4月16日~2024年10月15日	△0.8

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第5計算期間	2014年 4月16日~2015年 4月15日	48, 885, 162	28, 585, 474	80, 534, 766
第6計算期間	2015年 4月16日~2016年 4月15日	94, 202, 121	38, 611, 405	136, 125, 482
第7計算期間	2016年 4月16日~2017年 4月17日	331, 662, 049	109, 869, 609	357, 917, 922
第8計算期間	2017年 4月18日~2018年 4月16日	996, 788, 772	162, 313, 721	1, 192, 392, 973
第9計算期間	2018年 4月17日~2019年 4月15日	1, 081, 558, 526	225, 575, 786	2, 048, 375, 713
第10計算期間	2019年 4月16日~2020年 4月15日	1, 167, 610, 896	377, 916, 791	2, 838, 069, 818
第11計算期間	2020年 4月16日~2021年 4月15日	1, 104, 158, 634	529, 117, 040	3, 413, 111, 412
第12計算期間	2021年 4月16日~2022年 4月15日	1, 174, 808, 355	495, 920, 316	4, 091, 999, 451
第13計算期間	2022年 4月16日~2023年 4月17日	1, 168, 076, 685	503, 429, 895	4, 756, 646, 241
第14計算期間	2023年 4月18日~2024年 4月15日	1, 175, 240, 789	660, 276, 440	5, 271, 610, 590
第15中間計算期間	2024年 4月16日~2024年10月15日	647, 468, 202	379, 136, 226	5, 539, 942, 566

<参考情報>

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年4月28日です。

基準日:2024年10月31日

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

組入銘柄数:277銘柄

決算期	決算日	分配金	
第10期	2020/04/15	0円	
第11期	2021/04/15	0円	
第12期	2022/04/15	0円	
第13期	第13期 2023/04/17		
第14期	2024/04/15	0円	
設定	設定来累計		

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が 決定します。分配対象額が少額の場合等には、分 配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

● 債券種別組入構成比率

種別	比率
国債	90.3%
地方債	4.9%
政府保証債	0.3%
金融債	_
事業債	3.8%
円建外債	-
MBS · ABS	0.3%
短期金融資産等	0.4%
合計	100.0%

● 保有債券の属性情報

平均残存期間	9.51年
平均修正デュレーション	8.66
平均クーポン	0.66%
平均最終利回り(複利)	0.92%

● 組入上位10銘柄

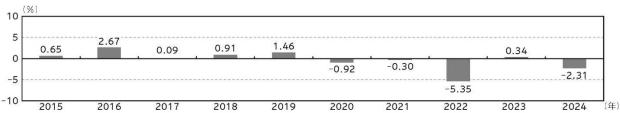
	銘柄	クーポン	償還日	比率
1	第356回利付国債(10年)	0.100%	2029/09/20	1.3%
2	第367回利付国債(10年)	0.200%	2032/06/20	1.2%
3	第352回利付国債(10年)	0.100%	2028/09/20	1.1%
4	第149回利付国債(5年)	0.005%	2026/09/20	1.1%
5	第347回利付国債(10年)	0.100%	2027/06/20	1.1%
6	第353回利付国債(10年)	0.100%	2028/12/20	1.1%
7	第359回利付国債(10年)	0.100%	2030/06/20	1.1%
8	第375回利付国債(10年)	1.100%	2034/06/20	1.0%
9	第147回利付国債(5年)	0.005%	2026/03/20	1.0%
10	第354回利付国債(10年)	0.100%	2029/03/20	1.0%

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

※「保有債券の属性情報」は、途中償還等を考慮して計算しています。また、保有債券の時価評価額を基に計算しています。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- a. 当ファンドの取得申込者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込を行う資産管理機関および連合会等に限るものとします。ただし、ファンドの設定・維持のため委託会社またはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合はこの限りではありません。
- b. 毎営業日にお申込みを受け付けます。
- c. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく (累積)投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく (累積)投資に関する契約を締結する必要があります。
- d. 申込単位は1円以上1円単位です。なお、自動けいぞく(累積)投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。
- e. 取得申込の受付は、原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

●委託会社サービスデスク

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016 (営業日の9時~17時)

ホームページ

https://www.tokiomarineam.co.jp/

- g. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご覧ください。
- h. 上記にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます(本書において、同じ。)。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- i. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金 (解約) 手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求 (解約請求) の方法によりご換金 の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。
- d. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額(解約価額)は、解約請求受付日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確 定拠出年金制度に基づく受益者である場合には制限はありません。
- 1. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法	
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。	
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) c. 価格情報会社の提供する価額	

c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2010年4月28日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日(※)を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

(※) 法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

- ① 信託の終了(繰上償還)
 - a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10 億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - c. 上記b. の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものと

みなします。

- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
- e. 上記b. からd. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b. からd. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項(上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる 多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- ③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載 した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に 対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.tokiomarineam.co.jp/)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金 (解約) 請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第14期計算期間(2023年4月18日から2024年4月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

東京海上アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・日本債券インデックスの2023年4月18日から2024年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・日本債券インデックスの2024年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

東京海上セレクション・日本債券インデックス

(1)【貸借対照表】

		第13期 [2023年 4月17日現在]	第14期 [2024年 4月15日現在]
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		5, 255, 438, 608	5, 664, 830, 487
未収入金		21, 193, 807	10, 520, 627
流動資産合計	•	5, 276, 632, 415	5, 675, 351, 114
資産合計		5, 276, 632, 415	5, 675, 351, 114
負債の部	•		
流動負債			
未払解約金		17, 114, 443	6, 132, 177
未払受託者報酬		562, 686	605, 326
未払委託者報酬		3, 376, 076	3, 631, 888
その他未払費用		140, 602	151, 236
流動負債合計	•	21, 193, 807	10, 520, 627
負債合計	•	21, 193, 807	10, 520, 627
純資産の部	-		
元本等			
元本	※ 1	4, 756, 646, 241	5, 271, 610, 590
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		498, 792, 367	393, 219, 897
(分配準備積立金)		85, 792, 038	100, 325, 880
元本等合計	_	5, 255, 438, 608	5, 664, 830, 487
純資産合計	-	5, 255, 438, 608	5, 664, 830, 487
負債純資産合計	•	5, 276, 632, 415	5, 675, 351, 114
	_		

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		第13期	第14期
		自 2022年 4月16日	自 2023年 4月18日
	>>. ⇒⇒	至 2023年 4月17日	至 2024年 4月15日
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△101, 506, 084	$\triangle 145, 215, 327$
営業収益合計		△101, 506, 084	$\triangle 145, 215, 327$
営業費用			
受託者報酬		1, 089, 042	1, 196, 958
委託者報酬		6, 534, 125	7, 181, 580
その他費用		272, 101	299, 058
営業費用合計		7, 895, 268	8, 677, 596
営業利益又は営業損失(△)		△109, 401, 352	△153, 892, 923
経常利益又は経常損失(△)		△109, 401, 352	△153, 892, 923
当期純利益又は当期純損失(△)		△109, 401, 352	△153, 892, 923
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額(△)		△8, 602, 134	△7, 486, 376
期首剰余金又は期首欠損金(△)		534, 093, 812	498, 792, 367
剰余金増加額又は欠損金減少額		130, 401, 144	109, 650, 794
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		_	_
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		130, 401, 144	109, 650, 794
剰余金減少額又は欠損金増加額		64, 903, 371	68, 816, 717
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		64, 903, 371	68, 816, 717
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		_	_
分配金	※ 1	_	_
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		498, 792, 367	393, 219, 897

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	421 0 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	_,
	区分	第14期 自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日
1.	有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しておりま す。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価 額に基づいて評価しております。
2.	その他財務諸表作成のための基礎と なる事項	計算期間末日の取扱い 2023年4月15日が休日のため、前計算期間末日を2023年4月 17日としております。このため、当計算期間は364日とな っております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第13期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日	第14期 自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分		第13期 [2023年 4月17日現在]	第14期 [2024年 4月15日現在]
1. ※1	期首元本額	4,091,999,451円	4, 756, 646, 241円
	期中追加設定元本額	1, 168, 076, 685円	1, 175, 240, 789円
	期中一部解約元本額	503, 429, 895円	660, 276, 440円
2. ※1	計算期間末日における受益権の総数	4, 756, 646, 241 🗆	5, 271, 610, 590 □

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期	第14期
自 2022年 4月16日	自 2023年 4月18日
至 2023年 4月17日	至 2024年 4月15日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (21,745,263円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(761,184,672円)及び分配準備積立金(64,046,775円)より、分配対象額は846,976,710円(1万口当たり1,780.60円)でありますが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分 配後の配当等収益から費用を控除した額 (25,124,349円)、解約に伴う当期純利益金額分 配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰 越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規 定される収益調整金(864,033,734円)及び分配準 備積立金(75,201,531円)より、分配対象額は 964,359,614円(1万口当たり1,829.32円)であり ますが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	区 分	第13期 自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日	第14期 自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項に 定める証券投資信託であり、有 価証券等の金融商品への投資を 信託約款に定める「運用の基本 方針」に基づき行なっておりま す。	同左
2.	金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る 事項に関する注記」の「有価証 券の評価基準及び評価方法」に 記載の有価証券であります。当 該有価証券には、性質に応じて それぞれ価格変動リスク、流動 性リスク、信用リスク等があり ます。	同左
3.	金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のは、としれる法としれる法としれる法としれる法としれる法としれる法としれる法としれる法	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

_	11. 並成内山の内面寺に内する事が					
	区 分	第13期 [2023年 4月17日現在]	第14期 [2024年 4月15日現在]			
1.	貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左			
2.	時価の算定方法並びに有価証 券及びデリバティブ取引に関 する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載してお ります。	(1)有価証券 同左			
		(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左			
		(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左			
3.	金融商品の時価等に関する事 項についての補足説明	金融商品の時価の算定において は一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等に よった場合、当該価額が異なる こともあります。	同左			

(有価証券に関する注記)

第13期(自 2022年4月16日 至 2023年4月17日)

売買目的有価証券

	·
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△23, 188, 683円
合計	△23, 188, 683円

⁽注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第14期(自 2023年4月18日 至 2024年4月15日)

売買目的有価証券

種 類 当計算期間の損益に含まれた評価:	
親投資信託受益証券	△73,740,572円
合計	△73,740,572円

⁽注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

第13期		第14期		
[2023年 4月17日現在]		[2024年 4月15日現在]		
1口当たり純資産額	1. 1049円	1口当たり純資産額	1.0746円	
(1万口当たり純資産額	11, 049円)	(1万口当たり純資産額	10,746円)	

(4)【附属明細表】

- 第1 有価証券明細表
 - (1)株式 該当事項はありません。
 - (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備	考
	TMA日本債券インデックスマザー ファンド	4, 665, 099, 636	5, 664, 830, 487		
親投資信託受益証券 合計		4, 665, 099, 636	5, 664, 830, 487		
合計		4, 665, 099, 636	5, 664, 830, 487		

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「TMA日本債券インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、 貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券で す。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA日本債券インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2023年 4月17日現在]	[2024年 4月15日現在]
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		110, 004, 160	126, 363, 150
国債証券		24, 290, 910, 780	27, 146, 891, 430
地方債証券		1, 370, 027, 140	1, 460, 166, 328
特殊債券		199, 880, 000	98, 781, 000
社債券		1, 234, 457, 770	1, 416, 569, 129
未収利息		29, 599, 643	33, 898, 402
前払費用		1, 484, 281	2, 070, 575
流動資産合計		27, 236, 363, 774	30, 284, 740, 014
資産合計		27, 236, 363, 774	30, 284, 740, 014
負債の部			
流動負債			
未払金		32, 651, 910	61, 000, 020
未払解約金		39, 763, 845	24, 131, 697
未払利息		41	_
流動負債合計		72, 415, 796	85, 131, 717
負債合計		72, 415, 796	85, 131, 717
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	21, 792, 398, 079	24, 870, 146, 684
剰余金			
剰余金又は欠損金(△)		5, 371, 549, 899	5, 329, 461, 613
元本等合計		27, 163, 947, 978	30, 199, 608, 297
純資産合計		27, 163, 947, 978	30, 199, 608, 297
負債純資産合計		27, 236, 363, 774	30, 284, 740, 014

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時 価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示す る価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値 (平均値)等で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日	自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	区 分	[2023年 4月17日現在]	[2024年 4月15日現在]
1. ※1	本書における開示対象ファンドの期首におけ る当該親投資信託の元本額	17, 945, 334, 976円	21, 792, 398, 079円
	同期中における追加設定元本額	6, 063, 680, 808円	7, 529, 640, 984円
	同期中における一部解約元本額	2, 216, 617, 705円	4, 451, 892, 379円
	同期末における元本額	21, 792, 398, 079円	24, 870, 146, 684円
	元本の内訳*		
	円資産バランスファンド2018-09<適格機関 投資家限定>	731, 244, 785円	302, 322, 725円
	円資産バランスファンド2019-05<適格機関 投資家限定>	2,670,558,800円	2, 220, 122, 244円
	円資産バランスファンド2019-09<適格機関 投資家限定>	1, 972, 527, 418円	1, 738, 093, 198円
	円資産バランスファンド2019-12<適格機関 投資家限定>	2,710,270,988円	2, 226, 140, 359円
	東京海上セレクション・日本債券インデック ス	4, 216, 156, 124円	4, 665, 099, 636円
	東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回 決算型)	348, 705, 462円	1, 050, 924, 178円
	東京海上・円資産インデックスバランスファ ンド	129, 683, 864円	149, 919, 944円
	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	514, 243, 363円	1,042,817,765円
	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	235, 187, 752円	491, 345, 792円

東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	135, 455, 579円	289, 041, 623円
東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	182, 723, 010円	415, 840, 616円
TMA日本債券インデックスVA<適格機関 投資家限定>	52, 319, 878円	22, 151, 701円
東京海上・世界インデックス・バランス40< 適格機関投資家限定>	812, 852, 711円	1, 186, 745, 567円
東京海上・世界インデックス・バランス60< 適格機関投資家限定>	2, 626, 599, 814円	4, 266, 400, 033円
円資産バランスオープン<適格機関投資家限 定>	1, 420, 056, 409円	1, 440, 542, 693円
円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック> (適格機関投資家専用)	3, 033, 812, 122円	3, 362, 638, 610円
計	21, 792, 398, 079円	24, 870, 146, 684円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	21, 792, 398, 079 🗆	24, 870, 146, 684 🗆

⁽注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	区 分	自 2022年 4月16日 至 2023年 4月17日	自 2023年 4月18日 至 2024年 4月15日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項に 定める証券投資信託であり、有 価証券等の金融商品への投資を 信託約款に定める「運用の基本 方針」に基づき行なっておりま す。	同左
2.	金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る 事項に関する注記」の「有価証 券の評価基準及び評価方法」に 記載の有価証券であります。当 該有価証券には、性質に応じて それぞれ価格変動リスク、流動 性リスク、信用リスク等があり ます。	同左
3.	金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、 担当運用部が自主管理を行うと 同時に、担当運用部とは独立し た部門において厳格に実施され る体制としています。 法令等の遵守状況についてはコ ンプライアンス部門が、運用リ スクの各項目および運用ガイド ラインの遵守状況については運 用リスク管理部門が、それぞれ	同左

適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	だ報 長時 部にこク
--	------------------------

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

	区分	[2023年 4月17日現在]	[2024年 4月15日現在]
1.	貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法並びに有価証 券及びデリバティブ取引に関 する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載してお ります。	(1)有価証券 同左
		(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
		(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(3) 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左
3.	金融商品の時価等に関する事 項についての補足説明	金融商品の時価の算定において は一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等に よった場合、当該価額が異なる こともあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2022年4月16日 至 2023年4月17日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△11,777,540円
地方債証券	△9, 922, 512円
特殊債券	△801,000円
社債券	△8,753,273円
合計	△31, 254, 325円

- (注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
- (注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間 (2022年11月11日から2023年4月17日まで)を指しております。

(自 2023年4月18日 至 2024年4月15日)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△133, 994, 280円
地方債証券	2, 298, 988円
特殊債券	231,000円
社債券	△84, 623円
合計	△131, 548, 915円

- (注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。
- (注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間 (2023年11月11日から2024年4月15日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2023年 4月17日現在]]	[2024年 4月15日現在]	
1口当たり純資産額	1. 2465円	1口当たり純資産額	1. 2143円
(1万口当たり純資産額	12, 465円)	(1万口当たり純資産額	12, 143円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第448回利付国債(2年)	176, 000, 000	175, 852, 160	
	第449回利付国債(2年)	174, 000, 000	173, 822, 520	
	第450回利付国債(2年)	168, 000, 000	167, 796, 720	
	第451回利付国債(2年)	120, 000, 000	119, 821, 200	
	第452回利付国債(2年)	130, 000, 000	129, 758, 200	
	第453回利付国債(2年)	124, 000, 000	123, 728, 440	
	第454回利付国債(2年)	63, 000, 000	62, 926, 920	
	第455回利付国債(2年)	64, 000, 000	63, 797, 120	
	第456回利付国債(2年)	96, 000, 000	95, 803, 200	
	第457回利付国債(2年)	70, 000, 000	69, 824, 300	
	第144回利付国債(5年)	130, 000, 000	130, 000, 000	
	第145回利付国債(5年)	418, 000, 000	417, 757, 560	

第146回利付国債(5年)	392, 000, 000	391, 310, 080
第147回利付国債(5年)	332, 000, 000	330, 439, 600
第148回利付国債(5年)	463, 000, 000	460, 388, 680
第149回利付国債(5年)	351, 000, 000	348, 753, 600
第150回利付国債(5年)	234, 000, 000	232, 317, 540
第151回利付国債(5年)	214, 000, 000	212, 260, 180
第152回利付国債(5年)	221, 000, 000	219, 813, 230
第153回利付国債(5年)	315, 000, 000	312, 073, 650
第154回利付国債(5年)	226, 000, 000	224, 311, 780
第155回利付国債(5年)	210, 000, 000	209, 693, 400
第156回利付国債(5年)	211, 000, 000	209, 926, 010
第157回利付国債(5年)	169, 000, 000	167, 887, 980
第158回利付国債(5年)	174, 000, 000	172, 181, 700
第159回利付国債(5年)	102, 000, 000	100, 804, 560
第160回利付国債(5年)	146, 000, 000	144, 888, 940
第163回利付国債(5年)	190, 000, 000	189, 834, 700
第164回利付国債(5年)	60, 000, 000	59, 298, 600
第165回利付国債(5年)	115, 000, 000	114, 182, 350
第166回利付国債(5年)	155, 000, 000	154, 643, 500
第5回利付国債(40年)	36, 000, 000	37, 096, 560
第6回利付国債(40年)	76, 000, 000	76, 427, 880
第7回利付国債(40年)	84, 000, 000	80, 334, 240
第8回利付国債(40年)	85, 000, 000	75, 111, 100
第9回利付国債(40年)	104, 000, 000	66, 642, 160
第10回利付国債(40年)	103, 000, 000	77, 505, 440
第11回利付国債(40年)	99, 000, 000	71, 312, 670
第12回利付国債(40年)	104, 000, 000	66, 079, 520
第13回利付国債(40年)	107, 000, 000	67, 003, 400
第14回利付国債(40年)	104, 000, 000	69, 524, 000
第15回利付国債(40年)	123, 000, 000	90, 609, 180
第16回利付国債(40年)	114, 000, 000	91, 811, 040
第1回利付国債(10年)	20, 000, 000	19, 767, 000
第339回利付国債(10年)	160, 000, 000	160, 564, 800
第340回利付国債(10年)	70, 000, 000	70, 259, 700
第341回利付国債(10年)	90, 000, 000	90, 143, 100
第342回利付国債(10年)	200, 000, 000	199, 424, 000
第343回利付国債(10年)	195, 000, 000	194, 301, 900
第344回利付国債(10年)	190, 000, 000	189, 219, 100
第345回利付国債(10年)	190, 000, 000	189, 114, 600

第346回利付国債(10年)	221, 000, 000	219, 813, 230
第347回利付国債(10年)	145, 000, 000	144, 086, 500
第348回利付国債(10年)	145, 000, 000	143, 916, 850
第349回利付国債(10年)	174, 000, 000	172, 480, 980
第350回利付国債(10年)	252, 000, 000	249, 366, 600
第351回利付国債(10年)	258, 000, 000	254, 976, 240
第352回利付国債(10年)	297, 000, 000	292, 865, 760
第353回利付国債(10年)	336, 000, 000	330, 607, 200
第354回利付国債(10年)	336, 000, 000	329, 931, 840
第355回利付国債(10年)	313, 000, 000	306, 912, 150
第356回利付国債(10年)	300, 000, 000	293, 811, 000
第357回利付国債(10年)	293, 000, 000	286, 524, 700
第358回利付国債(10年)	274, 000, 000	267, 459, 620
第359回利付国債(10年)	310, 000, 000	301, 843, 900
第360回利付国債(10年)	287, 000, 000	278, 717, 180
第361回利付国債(10年)	301, 000, 000	291, 521, 510
第362回利付国債(10年)	316, 000, 000	305, 287, 600
第363回利付国債(10年)	295, 000, 000	284, 262, 000
第364回利付国債(10年)	297, 000, 000	285, 318, 990
第365回利付国債(10年)	290, 000, 000	277, 721, 400
第366回利付国債(10年)	294, 000, 000	282, 960, 300
第367回利付国債(10年)	291, 000, 000	279, 202, 860
第368回利付国債(10年)	298, 000, 000	285, 117, 460
第369回利付国債(10年)	212, 000, 000	207, 594, 640
第370回利付国債(10年)	240, 000, 000	234, 489, 600
第371回利付国債(10年)	256, 000, 000	247, 242, 240
第372回利付国債(10年)	289, 000, 000	288, 745, 680
第373回利付国債(10年)	207, 000, 000	202, 551, 570
第1回利付国債(30年)	5, 000, 000	5, 619, 800
第2回利付国債(30年)	24, 000, 000	26, 621, 520
第3回利付国債(30年)	20, 000, 000	22, 128, 600
第5回利付国債(30年)	40, 000, 000	44, 399, 600
第18回利付国債(30年)	4, 000, 000	4, 561, 600
第21回利付国債(30年)	7, 000, 000	7, 997, 640
第22回利付国債(30年)	8, 000, 000	9, 328, 320
第25回利付国債(30年)	5, 000, 000	5, 718, 550
第26回利付国債(30年)	11, 000, 000	12, 704, 560
第27回利付国債(30年)	8, 000, 000	9, 337, 840
第28回利付国債(30年)	20, 000, 000	23, 339, 000

第29回利付国債(30年)	50, 000, 000	57, 592, 500
第31回利付国債(30年)	44, 000, 000	49, 311, 240
第32回利付国債(30年)	13, 000, 000	14, 724, 970
第33回利付国債(30年)	45, 000, 000	48, 900, 150
第34回利付国債(30年)	53, 000, 000	59, 003, 310
第35回利付国債(30年)	40, 000, 000	43, 180, 800
第36回利付国債(30年)	53, 000, 000	57, 066, 160
第37回利付国債(30年)	64, 000, 000	67, 696, 000
第38回利付国債(30年)	66, 000, 000	68, 514, 600
第39回利付国債(30年)	73, 000, 000	76, 890, 170
第40回利付国債(30年)	69, 000, 000	71, 309, 430
第41回利付国債(30年)	71, 000, 000	72, 008, 200
第42回利付国債(30年)	70, 000, 000	70, 843, 500
第43回利付国債(30年)	71, 000, 000	71, 700, 060
第44回利付国債(30年)	68, 000, 000	68, 571, 880
第45回利付国債(30年)	73, 000, 000	70, 983, 010
第46回利付国債(30年)	87, 000, 000	84, 443, 940
第47回利付国債(30年)	72, 000, 000	71, 044, 560
第48回利付国債(30年)	81, 000, 000	76, 941, 090
第49回利付国債(30年)	90, 000, 000	85, 317, 300
第50回利付国債(30年)	101, 000, 000	84, 522, 860
第51回利付国債(30年)	87, 000, 000	64, 574, 880
第52回利付国債(30年)	86, 000, 000	66, 748, 900
第53回利付国債(30年)	84, 000, 000	66, 480, 960
第54回利付国債(30年)	82, 000, 000	67, 703, 300
第55回利付国債(30年)	83, 000, 000	68, 308, 170
第56回利付国債(30年)	86, 000, 000	70, 548, 380
第57回利付国債(30年)	82, 000, 000	67, 049, 760
第58回利付国債(30年)	95, 000, 000	77, 365, 150
第59回利付国債(30年)	82, 000, 000	64, 944, 000
第60回利付国債(30年)	80, 000, 000	66, 264, 000
第61回利付国債(30年)	85, 000, 000	66, 796, 400
第62回利付国債(30年)	114, 000, 000	84, 709, 980
第63回利付国債(30年)	87, 000, 000	62, 589, 540
第64回利付国債(30年)	91, 000, 000	65, 138, 710
第65回利付国債(30年)	95, 000, 000	67, 717, 900
第66回利付国債(30年)	97, 000, 000	68, 798, 220
第67回利付国債(30年)	89, 000, 000	66, 505, 250
第68回利付国債(30年)	90, 000, 000	66, 940, 200

第69回利付国債(30年)	98, 000, 000	74, 667, 180
第70回利付国債(30年)	95, 000, 000	72, 123, 050
第71回利付国債(30年)	92, 000, 000	69, 593, 400
第72回利付国債(30年)	93, 000, 000	70, 095, 030
第73回利付国債(30年)	84, 000, 000	63, 083, 160
第74回利付国債(30年)	81, 000, 000	65, 895, 120
第75回利付国債(30年)	76, 000, 000	66, 652, 000
第76回利付国債(30年)	85, 000, 000	76, 239, 900
第77回利付国債(30年)	83, 000, 000	77, 942, 810
第78回利付国債(30年)	84, 000, 000	75, 107, 760
第79回利付国債(30年)	83, 000, 000	70, 569, 920
第80回利付国債(30年)	81, 000, 000	79, 546, 050
第81回利付国債(30年)	62, 000, 000	58, 029, 520
第78回利付国債(20年)	10, 000, 000	10, 211, 800
第79回利付国債(20年)	10, 000, 000	10, 223, 500
第80回利付国債(20年)	20, 000, 000	20, 470, 600
第81回利付国債(20年)	28, 000, 000	28, 745, 360
第82回利付国債(20年)	40, 000, 000	41, 121, 600
第83回利付国債(20年)	15, 000, 000	15, 475, 650
第84回利付国債(20年)	60, 000, 000	61, 802, 400
第85回利付国債(20年)	20, 000, 000	20, 711, 200
第86回利付国債(20年)	20, 000, 000	20, 787, 800
第87回利付国債(20年)	25, 000, 000	25, 936, 750
第88回利付国債(20年)	20, 000, 000	20, 883, 600
第89回利付国債(20年)	20, 000, 000	20, 840, 200
第90回利付国債(20年)	65, 000, 000	68, 036, 800
第93回利付国債(20年)	8, 000, 000	8, 399, 280
第94回利付国債(20年)	8, 000, 000	8, 422, 560
第95回利付国債(20年)	16, 000, 000	17, 012, 640
第99回利付国債(20年)	20, 000, 000	21, 286, 800
第100回利付国債(20年)	20, 000, 000	21, 424, 600
第105回利付国債(20年)	20, 000, 000	21, 475, 200
第106回利付国債(20年)	20, 000, 000	21, 562, 200
第107回利付国債(20年)	8, 000, 000	8, 608, 880
第108回利付国債(20年)	25, 000, 000	26, 673, 500
第111回利付国債(20年)	11, 000, 000	11, 964, 920
第112回利付国債(20年)	10, 000, 000	10, 826, 700
第113回利付国債(20年)	5, 000, 000	5, 432, 950
第115回利付国債(20年)	10, 000, 000	10, 953, 900

第116回利付国債(20年)	40, 000, 000	43, 938, 800
第117回利付国債(20年)	60, 000, 000	65, 562, 600
第120回利付国債(20年)	25, 000, 000	26, 616, 000
第121回利付国債(20年)	30, 000, 000	32, 535, 300
第122回利付国債(20年)	35, 000, 000	37, 740, 500
第123回利付国債(20年)	58, 000, 000	63, 750, 700
第124回利付国債(20年)	40, 000, 000	43, 708, 400
第125回利付国債(20年)	45, 000, 000	49, 887, 000
第126回利付国債(20年)	31, 000, 000	33, 942, 210
第127回利付国債(20年)	25, 000, 000	27, 206, 250
第128回利付国債(20年)	20, 000, 000	21, 796, 600
第129回利付国債(20年)	28, 000, 000	30, 322, 600
第130回利付国債(20年)	54, 000, 000	58, 525, 740
第131回利付国債(20年)	45, 000, 000	48, 451, 950
第132回利付国債(20年)	52, 000, 000	56, 013, 880
第133回利付国債(20年)	71, 000, 000	77, 000, 210
第134回利付国債(20年)	46, 000, 000	49, 949, 560
第135回利付国債(20年)	40, 000, 000	43, 116, 800
第136回利付国債(20年)	60, 000, 000	64, 223, 400
第137回利付国債(20年)	58, 000, 000	62, 558, 800
第138回利付国債(20年)	47, 000, 000	49, 946, 900
第139回利付国債(20年)	52, 000, 000	55, 662, 880
第140回利付国債(20年)	78, 000, 000	84, 175, 260
第141回利付国債(20年)	86, 000, 000	92, 846, 460
第142回利付国債(20年)	72, 000, 000	78, 351, 840
第143回利付国債(20年)	124, 000, 000	132, 928, 000
第144回利付国債(20年)	92, 000, 000	97, 812, 560
第145回利付国債(20年)	211, 000, 000	228, 015, 040
第146回利付国債(20年)	131, 000, 000	141, 586, 110
第147回利付国債(20年)	127, 000, 000	136, 065, 260
第148回利付国債(20年)	126, 000, 000	133, 679, 700
第149回利付国債(20年)	125, 000, 000	132, 548, 750
第150回利付国債(20年)	161, 000, 000	168, 996, 870
第151回利付国債(20年)	192, 000, 000	197, 418, 240
第152回利付国債(20年)	190, 000, 000	195, 086, 300
第153回利付国債(20年)	185, 000, 000	191, 639, 650
第154回利付国債(20年)	187, 000, 000	191, 424, 420
第155回利付国債(20年)	183, 000, 000	183, 000, 000
第156回利付国債(20年)	186, 000, 000	173, 093, 460

	第157回利付国債(20年)	167, 000, 000	151, 019, 770
	第158回利付国債(20年)	160, 000, 000	149, 584, 000
	第159回利付国債(20年)	162, 000, 000	152, 730, 360
	第160回利付国債(20年)	152, 000, 000	144, 545, 920
	第161回利付国債(20年)	153, 000, 000	143, 123, 850
	第162回利付国債(20年)	206, 000, 000	191, 926, 080
	第163回利付国債(20年)	147, 000, 000	136, 395, 420
	第164回利付国債(20年)	149, 000, 000	135, 744, 960
	第165回利付国債(20年)	141, 000, 000	127, 800, 990
	第166回利付国債(20年)	139, 000, 000	129, 022, 580
	第167回利付国債(20年)	135, 000, 000	121, 163, 850
	第168回利付国債(20年)	143, 000, 000	125, 809, 970
	第169回利付国債(20年)	149, 000, 000	128, 321, 780
	第170回利付国債(20年)	131, 000, 000	112, 215, 910
	第171回利付国債(20年)	135, 000, 000	115, 018, 650
	第172回利付国債(20年)	151, 000, 000	130, 148, 410
	第173回利付国債(20年)	155, 000, 000	132, 889, 250
	第174回利付国債(20年)	130, 000, 000	110, 857, 500
	第175回利付国債(20年)	148, 000, 000	127, 743, 240
	第176回利付国債(20年)	147, 000, 000	126, 218, 610
	第177回利付国債(20年)	143, 000, 000	120, 038, 490
	第178回利付国債(20年)	146, 000, 000	124, 110, 220
	第179回利付国債(20年)	158, 000, 000	133, 679, 060
	第180回利付国債(20年)	151, 000, 000	134, 264, 670
	第181回利付国債(20年)	142, 000, 000	128, 001, 640
	第182回利付国債(20年)	138, 000, 000	128, 360, 700
	第183回利付国債(20年)	147, 000, 000	143, 389, 680
	第184回利付国債(20年)	115, 000, 000	106, 260, 000
	第185回利付国債(20年)	107, 000, 000	98, 569, 470
	第186回利付国債(20年)	94, 000, 000	92, 468, 740
	第187回利付国債(20年)	85, 000, 000	80, 520, 500
国債証券 合計		28, 370, 000, 000	27, 146, 891, 430
地方債証券	第781回東京都公募公債	100, 000, 000	98, 684, 000
	第26回神奈川県公募公債(20 年)	20, 000, 000	20, 929, 800
	第6回大阪府公募公債(20年)	50, 000, 000	54, 160, 500
	平成28年度第2回京都府公募公債(15年)	50, 000, 000	48, 329, 000
	第2回兵庫県公募公債(15年)	100, 000, 000	103, 052, 000
	第4回静岡県公募公債(20年)	100, 000, 000	105, 557, 000
		1	<u> </u>

平成3 1 年度第1 回受知県公藤公債					
平成27年度第3回福岡県公募公債 200,000,000 200,838,000 合和4年度第1回長野県公募公債 100,000,000 96,247,000 第24回群馬県公募公債 100,000,000 95,371,000 合和4年度第2回継本県公募公債 140,400,000 139,076,028 (5年) 140,400,000 139,076,028 (5年) 140,000,000 97,276,000 合和元年度第2回德井県公募公債 100,000,000 97,276,000 合和元年度第2回徳島県公募公債 100,000,000 97,276,000 合和元年度第3回間山県公募公債 100,000,000 96,785,000 (10年) 10,460,400,000 1,460,166,328 第348回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券 100,000,000 98,781,000 行無担保土債 100,000,000 98,781,000 第3 3回道路債券 100,000,000 99,978,000 第23回国際協力銀行債券 100,000,000 117,485,000 第23回国商協力銀行債券 100,000,000 101,481,000 第510 目前都市再生債券 100,000,000 101,481,000 第55回貸付債權担保住宅金融支援 機構債券 第55回貸付債權担保住宅金融支援 提供債券 第55回貸付債權担保住宅金融支援 投持債券 第59回貸付債權担保住宅金融支援 投持債券 第59回貸付債權担保住宅金融支援 24,027,000 24,675,488 第59回貸付債權担保住宅金融支援 24,027,000 24,675,488 第59回貸付債權担保住宅金融支援 24,000,000,000 100,190,000 第15回床式会社デンソー無担保社 100,000,000 99,063,000 第15回床式会社デンソー無担保社 100,000,000 99,063,000 第118回录整理所式会社無担保社 100,000,000 99,063,000 第118回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 99,053,000 第118回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 99,252,000 140,000 99,252,000 140,000,000 102,963,000 140,263,000 140,263,000 140,263,000 140,263,000 140,263,000 140,263,000			100, 000, 000	97, 663, 000	
帝和4年度第1回長野県公募公債 (10年) 100,000,000 96,247,000 第24回群馬県公募公債 (10年) 100,000,000 95,371,000 合和4年度第2回無本県公募公債 140,400,000 139,076,028 (5年) 平成24甲度第2回福井県公募公債 100,000,000 97,276,000 合和元年度第2回營島県公募公債 100,000,000 97,276,000 合和元年度第3回岡山県公募公債 100,000,000 96,785,000 (10年) 1,460,400,000 1,460,166,328 第348回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 100,000,000 98,781,000 特殊債券 6計 100,000,000 98,781,000 第33回道路債券 100,000,000 99,78,000 117,485,000 第23回国際協力銀行債券 100,000,000 101,481,000 第54回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 21,333,000 21,37,363 機構債券 第55回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 22,333,000 21,37,363 機構債券 第55回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 22,4027,000 24,675,488 第55回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 22,818,000 23,437,508 機構債券 第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 100,000,000 100,190,000 第15回除工会社デンソー無担保社債 100,000,000 100,190,000 第15回株工会社デンソー無担保社債 100,000,000 99,063,000 第21回下司夕自動車株式会社無担保社債 100,000,000 99,014,000 第30回三菱商事株式会社無担保社債 100,000,000 103,593,000 第810,000,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無担保社債 100,000,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 100,263,000 100,263,000		平成29年度第7回広島県公募公債	100, 000, 000	98, 975, 000	
(10年) 第24回群馬県公券公債(10年) 100,000,000 95,371,000 令和4年度第2回版本県公券公債(10年) 100,000,000 139,076,028 (5年) 140,400,000 139,076,028 (5年) 140,400,000 177,223,000 令和元年度第2回徳島県公券公債 100,000,000 97,276,000 令和元年度第2回徳島県公券公債 100,000,000 96,785,000 (10年) 1,460,400,000 1,460,166,328 特殊債券 6計 1,460,400,000 1,460,166,328 特殊債券 6計 100,000,000 98,781,000 特殊債券 6計 100,000,000 98,781,000 第3 4 8 国政府保証日本政策投資銀行無担保社債 第3 3 国直路債券 100,000,000 99,978,000 第1 0 1 回都市再生債券 100,000,000 17,485,000 第5 4 回貸付債権担保住宅金融支援 21,333,000 21,937,363 第5 5 回貸付債権担保住宅金融支援 24,027,000 24,675,488 機構債券 第5 6 回貸付債権担保住宅金融支援 24,027,000 24,675,488 機構債券 第5 9 回貸付債権担保住宅金融支援 24,408,000 25,097,770 接機構債券 第1 0 自 回居国際空港株式会社社債 100,000,000 100,190,000 第1 5 回貸付債権担保住宅金融支援 24,408,000 25,097,770 第1 6 回成田国際空港株式会社生債 100,000,000 100,190,000 第1 5 回除式会社デンソー無担保社 100,000,000 99,063,000 第1 1 8 回三菱商事株式会社無担保社 第8 8 回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 99,044,000 保社債 第8 8 回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 99,252,000 14 14 18 回三菱商事株式会社無担保社 第8 3 回東日本旅客鉄道株式会社無担保社 100,000,000 102,963,000 140,263,000 第5 0 3 回中部電力株式会社社債 100,000,000 102,963,000 102,263,000 100,263,		平成27年度第3回福岡県公募公債	200, 000, 000	200, 838, 000	
令和4年度第2回福井県公募公債			100, 000, 000	96, 247, 000	
140, 400, 000		第24回群馬県公募公債(10年)	100, 000, 000	95, 371, 000	
令和元年度第 2 回徳島県公募公債 100,000,000 97,276,000 令和元年度第 3 回岡山県公募公債 100,000,000 96,785,000 地方債証券 合計 1,460,400,000 1,460,166,328 第 3 4 8 回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券 100,000,000 98,781,000 79,776,000 79,778,000 79,000 70,000			140, 400, 000	139, 076, 028	
令和元年度第3回岡山県公募公債 (10年)		平成24年度第2回福井県公募公債	100, 000, 000	107, 223, 000	
地方債証券 合計		令和元年度第2回徳島県公募公債	100, 000, 000	97, 276, 000	
特殊債券 第348回政府保証日本高速道路保 有・債務返済機構債券 100,000,000 98,781,000 特殊債券 合計 100,000,000 98,781,000 98,781,000 第10,000,000 98,781,000 第10,000,000 99,978,000 第23回国際協力銀行債券 100,000,000 102,888,000 第101回都市再生債券 100,000,000 101,481,000 第54回貸付債権担保住宅金融支援 21,333,000 21,937,363 第55回貸付債権担保住宅金融支援 24,027,000 24,675,488 第59回貸付債権担保住宅金融支援 22,818,000 23,437,508 第59回貸付債権担保住宅金融支援 24,408,000 25,097,770 接債债券 第16回成田国際空港株式会社社債 100,000,000 100,190,000 第15回株式会社デンソー無担保社 100,000,000 99,063,000 第21回下ョ夕自動車株式会社無担保 100,000,000 99,014,000 第80回三菱商事株式会社無担保 100,000,000 99,014,000 第118回三菱商事株式会社無担保 100,000,000 99,252,000 第30回三菱商事株式会社無担保 100,000,000 102,963,000 第30回三菱商事株式会社無担保 100,000,000 102,963,000 第118回三菱地所株式会社無担保 100,000,000 102,963,000 第30回再本旅客鉄道株式会社無 100,000,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000			100, 000, 000	96, 785, 000	
特殊債券 合計	地方債証券 合計	-	1, 460, 400, 000	1, 460, 166, 328	
社債券 第106回株式会社日本政策投資銀行無担保社債 100,000,000 99,978,000 第33回道路債券 100,000,000 117,485,000 第23回国際協力銀行債券 100,000,000 102,888,000 第101回都市再生債券 100,000,000 101,481,000 第54回貸付債権担保住宅金融支援 21,333,000 21,937,363 機構債券 24,027,000 24,675,488 第56回貸付債権担保住宅金融支援 22,818,000 23,437,508 機構債券 24,408,000 25,097,770 機構債券 24,408,000 25,097,770 第16回成田国際空港株式会社社債 100,000,000 100,190,000 第15回株式会社デンソー無担保社債 100,000,000 99,063,000 第21回トヨタ自動車株式会社無担保社債 100,000,000 99,014,000 第80回三菱商事株式会社無担保社債 100,000,000 103,593,000 第18回三菱地所株式会社無担保社債 100,000,000 99,252,000 社債 100,000,000 102,963,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無 100,000,000 102,963,000 第503回中部電力株式会社社債 100,000,000 100,263,000	特殊債券		100, 000, 000	98, 781, 000	
行無担保社債 第33回道路債券 100,000,000 117,485,000 第23回国際協力銀行債券 100,000,000 102,888,000 第101回都市再生債券 100,000,000 101,481,000 第54回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券 第55回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券 第56回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券 第59回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券 第59回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券 第16回成田国際空港株式会社社債 100,000,000 100,190,000 第15回株式会社デンソー無担保社 信 第21回トヨタ自動車株式会社無担保社 100,000,000 第15回株式会社デンソー無担保社 債 第80回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 103,593,000 第118回三菱地所株式会社無担保社 位債 第83回東日本旅客鉄道株式会社無担保社 100,000,000 102,963,000 102,963,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無担 100,000,000 102,963,000	特殊債券 合計		100, 000, 000	98, 781, 000	
第23回国際協力銀行債券 100,000,000 102,888,000 第101回都市再生債券 100,000,000 101,481,000 第54回貸付債権担保住宅金融支援 21,333,000 21,937,363 機構債券 24,027,000 24,675,488 機構債券 22,818,000 23,437,508 機構債券 22,818,000 23,437,508 機構債券 22,818,000 25,097,770 機構債券 24,408,000 25,097,770 機構債券 16回成田国際空港株式会社社債 100,000,000 100,190,000 第15回株式会社デンソー無担保社 100,000,000 99,063,000 第21回トヨタ自動車株式会社無担保 100,000,000 99,014,000 保社債 第80回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 103,593,000 第118回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 99,252,000 社債 第83回東日本旅客鉄道株式会社無 100,000,000 102,963,000 担保普通社債 100,000,000 102,963,000 102,963,000	社債券		100, 000, 000	99, 978, 000	
第101回都市再生債券 100,000,000 101,481,000 第54回貸付債権担保住宅金融支援 21,333,000 21,937,363 機構債券 24,027,000 24,675,488 機構債券 22,818,000 23,437,508 機構債券 22,818,000 25,097,770 機構債券 24,408,000 25,097,770 機構債券 16回成田国際空港株式会社社債 100,000,000 100,190,000 第15回株式会社デンソー無担保社 100,000,000 99,063,000 第21回トヨタ自動車株式会社無担保社 100,000,000 99,014,000 保社債 100,000,000 103,593,000 第118回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 99,252,000 21,000,000 102,963,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無 100,000,000 102,963,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無 100,000,000 102,963,000 第80回三菱面車件式会社無担保 100,000,000 102,963,000 第80回三菱面車件式会社無担保 100,000,000 102,963,000 100,263,000		第33回道路債券	100, 000, 000	117, 485, 000	
第54回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券21,333,00021,937,363第55回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券24,027,00024,675,488第56回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券22,818,00023,437,508第59回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券24,408,00025,097,770第16回成田国際空港株式会社社債100,000,000100,190,000第15回株式会社デンソー無担保社 債100,000,00099,063,000第21回トヨタ自動車株式会社無担 保社債100,000,00099,014,000第80回三菱商事株式会社無担保社 債100,000,000103,593,000第118回三菱地所株式会社無担保社 社債100,000,00099,252,000第3回東日本旅客鉄道株式会社無 担保普通社債100,000,000102,963,000第503回中部電力株式会社社債100,000,000100,263,000		第23回国際協力銀行債券	100, 000, 000	102, 888, 000	
機構債券 第55回貸付債権担保住宅金融支援 24,027,000 24,675,488 機構債券 22,818,000 23,437,508 機構債券 22,818,000 23,437,508 機構債券 22,818,000 23,437,508 機構債券 24,408,000 25,097,770 機構債券 24,408,000 100,190,000 第15回株式会社デンソー無担保社 100,000,000 99,063,000 第21回トヨタ自動車株式会社無担 100,000,000 99,014,000 保社債 第80回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 103,593,000 第118回三菱地所株式会社無担保 100,000,000 99,252,000 常第318回三菱地所株式会社無担保 100,000,000 102,963,000 102,963,000 102,963,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無 100,000,000 102,963,000 100,263,000		第101回都市再生債券	100, 000, 000	101, 481, 000	
機構債券 第 5 6 回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券 第 5 9 回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券 第 5 9 回貸付債権担保住宅金融支援 機構債券 第 1 6 回成田国際空港株式会社社債 100,000,000 第 1 5 回株式会社デンソー無担保社 債 第 2 1 回トヨタ自動車株式会社無担 保社債 第 8 0 回三菱商事株式会社無担保社 債 第 8 0 回三菱商事株式会社無担保社 債 第 8 3 回東日本旅客鉄道株式会社無担保社 指 100,000,000 99,014,000 99,014,000 99,014,000 99,014,000 103,593,000 104,000 105,593,000 106,000,000 107,963,000 108,3 3 回東日本旅客鉄道株式会社無担保土 100,000,000 102,963,000 104,000 105,963,000 106,963,000			21, 333, 000	21, 937, 363	
機構債券 第59回貸付債権担保住宅金融支援 第59回貸付債権担保住宅金融支援 第16回成田国際空港株式会社社債 100,000,000 100,190,000 第15回株式会社デンソー無担保社 100,000,000 99,063,000 第21回トヨタ自動車株式会社無担 100,000,000 99,014,000 保社債 100,000,000 103,593,000 第80回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 103,593,000 第118回三菱地所株式会社無担保 100,000,000 99,252,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無 100,000,000 102,963,000 第8503回中部電力株式会社社債 100,000,000 100,263,000			24, 027, 000	24, 675, 488	
機構債券 第16回成田国際空港株式会社社債 100,000,000 100,190,000 第15回株式会社デンソー無担保社 100,000,000 99,063,000 第21回トヨタ自動車株式会社無担 100,000,000 99,014,000 保社債 100,000,000 103,593,000 第118回三菱商事株式会社無担保社 100,000,000 99,252,000 第118回三菱地所株式会社無担保 100,000,000 99,252,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無 100,000,000 102,963,000 担保普通社債 100,000,000 100,263,000			22, 818, 000	23, 437, 508	
第15回株式会社デンソー無担保社債100,000,00099,063,000第21回トヨタ自動車株式会社無担保社債100,000,00099,014,000第80回三菱商事株式会社無担保社債100,000,000103,593,000第118回三菱地所株式会社無担保社債100,000,00099,252,000第83回東日本旅客鉄道株式会社無担保担保100,000,000102,963,000第503回中部電力株式会社社債100,000,000100,263,000			24, 408, 000	25, 097, 770	
情 100,000,000 99,063,000 第21回下ヨタ自動車株式会社無担保社情 100,000,000 99,014,000 第80回三菱商事株式会社無担保社情 100,000,000 103,593,000 第118回三菱地所株式会社無担保社情 100,000,000 99,252,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無担保 100,000,000 102,963,000 担保普通社債 100,000,000 100,263,000		第16回成田国際空港株式会社社債	100, 000, 000	100, 190, 000	
保社債			100, 000, 000	99, 063, 000	
情 100,000,000 103,593,000 第 1 1 8 回三菱地所株式会社無担保 100,000,000 99,252,000 社債 100,000,000 102,963,000 102,963,000 第 5 0 3 回中部電力株式会社社債 100,000,000 100,263,000			100, 000, 000	99, 014, 000	
社債 100,000,000 99,252,000 99,252,000 第83回東日本旅客鉄道株式会社無 100,000,000 102,963,000 担保普通社債 100,000,000 100,263,000			100, 000, 000	103, 593, 000	
担保普通社債			100, 000, 000	99, 252, 000	
			100, 000, 000	102, 963, 000	
第536回関西電力株式会社社債 100,000,000 96,342,000		第503回中部電力株式会社社債	100, 000, 000	100, 263, 000	
		第536回関西電力株式会社社債	100, 000, 000	96, 342, 000	

第7回株式会社ファーストリテイリ ング無担保社債	100, 000, 000	98, 909, 000	
社債券 合計	1, 392, 586, 000	1, 416, 569, 129	
合計	31, 322, 986, 000	30, 122, 407, 887	

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間(2024年4月16日から2024年10月15日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月20日

東京海上アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

> PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奈良 将太朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・日本債券インデックスの 2024 年 4 月 16 日から 2024 年 10 月 15 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上セレクション・日本債券インデックスの 2024 年 10 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間 (2024 年 4 月 16 日から 2024 年 10 月 15 日まで) の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監 査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手 続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基 づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表 示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務 諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合 は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくな る可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を 行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

東京海上セレクション・日本債券インデックス

(1)【中間貸借対照表】

未収入金 10,520,627 9,498,672 流動資産合計 5,675,351,114 5,915,793,777 資産合計 5,675,351,114 5,915,793,777 負債の部 流動負債 未払解約金 6,132,177 4,927,288 未払受託者報酬 605,326 630,556 未払委託者報酬 3,631,888 3,783,286 その他未払費用 151,236 157,542 流動負債合計 10,520,627 9,498,672 負債合計 10,520,627 9,498,672 純資産の部 元本等 次本 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金(△) 393,219,897 366,352,539 (分配準備積立金) 100,325,880 93,438,524 元本等合計 5,664,830,487 5,906,295,105 純資産合計 5,664,830,487 5,906,295,105	V I INDIANAMA		前期 2024年 4月15日現在	当中間計算期間末 2024年10月15日現在
無教資産 親投資信託受益証券 5,664,830,487 5,906,295,105 未収入金 10,520,627 9,498,672 流動資産合計 5,675,351,114 5,915,793,777 資産合計 5,675,351,114 5,915,793,777 負債の部 流動負債 未払解約金 6,132,177 4,927,288 未払受託者報酬 605,326 630,556 未払委託者報酬 3,631,888 3,783,286 その他未払費用 151,236 157,542 流動負債合計 10,520,627 9,498,672 負債合計 10,520,627 9,498,672 執資産の部 元本等 元本 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566 剰余金 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566 利余金 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566	区分		金額(円)	金額(円)
親投資信託受益証券 5,664,830,487 5,906,295,105 表収入金 10,520,627 9,498,672	資産の部			
未収入金 10,520,627 9,498,672 流動資産合計 5,675,351,114 5,915,793,777 資産合計 5,675,351,114 5,915,793,777 負債の部 流動負債 未払解約金 6,132,177 4,927,288 未払受託者報酬 605,326 630,556 未払委託者報酬 3,631,888 3,783,286 その他未払費用 151,236 157,542 流動負債合計 10,520,627 9,498,672 負債合計 10,520,627 9,498,672 純資産の部 元本 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566 剩余金 中間剩余金又は中間欠損金(△) 393,219,897 366,352,539 (分配準備積立金) 100,325,880 93,438,524 元本等合計 5,664,830,487 5,906,295,105 純資産合計 5,664,830,487 5,906,295,105	流動資産			
流動資産合計 資産合計 気,675,351,114 5,915,793,777 負債の部 流動負債 未払解約金 未払受託者報酬 6,132,177 4,927,288 未払委託者報酬 605,326 630,556 未払委託者報酬 3,631,888 3,783,286 その他未払費用 151,236 157,542 流動負債合計 10,520,627 9,498,672 負債合計 10,520,627 9,498,672 純資産の部 7本等 元本 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566 剩余金 中間剩余金又は中間欠損金(△) 393,219,897 366,352,539 (分配準備積立金) 100,325,880 93,438,524 元本等合計 5,664,830,487 5,906,295,105 純資産合計 5,664,830,487 5,906,295,105	親投資信託受益証券		5, 664, 830, 487	5, 906, 295, 105
資産合計5,675,351,1145,915,793,777負債の部 流動負債6,132,1774,927,288未払解約金6,132,1774,927,288未払委託者報酬605,326630,556未払委託者報酬3,631,8883,783,286その他未払費用151,236157,542流動負債合計10,520,6279,498,672負債合計10,520,6279,498,672純資産の部7本等元本等※15,271,610,5905,539,942,566剩余金中間剰余金又は中間欠損金(△)393,219,897366,352,539(分配準備積立金)100,325,88093,438,524元本等合計5,664,830,4875,906,295,105純資産合計5,664,830,4875,906,295,105	未収入金		10, 520, 627	9, 498, 672
負債の部 流動負債	流動資産合計	_	5, 675, 351, 114	5, 915, 793, 777
流動負債 6,132,177 4,927,288 未払受託者報酬 605,326 630,556 未払委託者報酬 3,631,888 3,783,286 その他未払費用 151,236 157,542 流動負債合計 10,520,627 9,498,672 負債合計 10,520,627 9,498,672 純資産の部 - - 元本等 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566 剰余金 中間剩余金又は中間欠損金(△) 393,219,897 366,352,539 (分配準備積立金) 100,325,880 93,438,524 元本等合計 5,664,830,487 5,906,295,105 純資産合計 5,664,830,487 5,906,295,105	資産合計	_	5, 675, 351, 114	5, 915, 793, 777
未払解約金6,132,1774,927,288未払受託者報酬605,326630,556未払委託者報酬3,631,8883,783,286その他未払費用151,236157,542流動負債合計10,520,6279,498,672負債合計10,520,6279,498,672純資産の部******元本等******5,271,610,5905,539,942,566剰余金中間剰余金又は中間欠損金(△)393,219,897366,352,539(分配準備積立金)100,325,88093,438,524元本等合計5,664,830,4875,906,295,105純資産合計5,664,830,4875,906,295,105	負債の部	_		
未払受託者報酬 605, 326 630, 556 未払委託者報酬 3, 631, 888 3, 783, 286 その他未払費用 151, 236 157, 542 流動負債合計 10, 520, 627 9, 498, 672 負債合計 10, 520, 627 9, 498, 672 純資産の部 - - 元本等 ※1 5, 271, 610, 590 5, 539, 942, 566 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金(△) 393, 219, 897 366, 352, 539 (分配準備積立金) 100, 325, 880 93, 438, 524 元本等合計 5, 664, 830, 487 5, 906, 295, 105 純資産合計 5, 664, 830, 487 5, 906, 295, 105	流動負債			
未払委託者報酬3,631,8883,783,286その他未払費用151,236157,542流動負債合計10,520,6279,498,672負債合計10,520,6279,498,672純資産の部******元本********剰余金中間剰余金又は中間欠損金(△)393,219,897366,352,539(分配準備積立金)100,325,88093,438,524元本等合計5,664,830,4875,906,295,105純資産合計5,664,830,4875,906,295,105	未払解約金		6, 132, 177	4, 927, 288
その他未払費用151,236157,542流動負債合計10,520,6279,498,672純資産の部10,520,6279,498,672元本等※15,271,610,5905,539,942,566剰余金中間剰余金又は中間欠損金(△)393,219,897366,352,539(分配準備積立金)100,325,88093,438,524元本等合計5,664,830,4875,906,295,105純資産合計5,664,830,4875,906,295,105	未払受託者報酬		605, 326	630, 556
流動負債合計 10,520,627 9,498,672 負債合計 10,520,627 9,498,672 純資産の部 元本等 元本 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金(△) 393,219,897 366,352,539 (分配準備積立金) 100,325,880 93,438,524 元本等合計 5,664,830,487 5,906,295,105	未払委託者報酬		3, 631, 888	3, 783, 286
負債合計 10,520,627 9,498,672 純資産の部 元本等 元本 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金(△) 393,219,897 366,352,539 (分配準備積立金) 100,325,880 93,438,524 元本等合計 5,664,830,487 5,906,295,105 純資産合計 5,664,830,487 5,906,295,105	その他未払費用		151, 236	157, 542
純資産の部 元本等 元本 ※1 5, 271, 610, 590 5, 539, 942, 566 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金 (△) 393, 219, 897 366, 352, 539 (分配準備積立金) 100, 325, 880 93, 438, 524 元本等合計 5, 664, 830, 487 5, 906, 295, 105 純資産合計 5, 664, 830, 487 5, 906, 295, 105	流動負債合計		10, 520, 627	9, 498, 672
元本等 元本 ※1 5,271,610,590 5,539,942,566 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金 (△) 393,219,897 366,352,539 (分配準備積立金) 100,325,880 93,438,524 元本等合計 5,664,830,487 5,906,295,105 純資産合計 5,664,830,487 5,906,295,105	負債合計	_	10, 520, 627	9, 498, 672
元本 ※1 5, 271, 610, 590 5, 539, 942, 566 剰余金 中間剰余金又は中間欠損金(△) 393, 219, 897 366, 352, 539 (分配準備積立金) 100, 325, 880 93, 438, 524 元本等合計 5, 664, 830, 487 5, 906, 295, 105 純資産合計 5, 664, 830, 487 5, 906, 295, 105	純資産の部	_		
剰余金中間剰余金又は中間欠損金(△)393, 219, 897366, 352, 539(分配準備積立金)100, 325, 88093, 438, 524元本等合計5, 664, 830, 4875, 906, 295, 105純資産合計5, 664, 830, 4875, 906, 295, 105	元本等			
中間剰余金又は中間欠損金(△) 393, 219, 897 366, 352, 539 (分配準備積立金) 100, 325, 880 93, 438, 524 元本等合計 5, 664, 830, 487 5, 906, 295, 105 純資産合計 5, 664, 830, 487 5, 906, 295, 105	元本	※ 1	5, 271, 610, 590	5, 539, 942, 566
(分配準備積立金)100, 325, 88093, 438, 524元本等合計5, 664, 830, 4875, 906, 295, 105純資産合計5, 664, 830, 4875, 906, 295, 105	剰余金			
元本等合計5,664,830,4875,906,295,105純資産合計5,664,830,4875,906,295,105	中間剰余金又は中間欠損金(△)		393, 219, 897	366, 352, 539
純資産合計 5,664,830,487 5,906,295,105	(分配準備積立金)		100, 325, 880	93, 438, 524
	元本等合計	_	5, 664, 830, 487	5, 906, 295, 105
負債純資産合計 5,675,351,114 5,915,793,777	純資産合計	_	5, 664, 830, 487	5, 906, 295, 105
	負債純資産合計		5, 675, 351, 114	5, 915, 793, 777

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

		前中間計算期間 自 2023年 4月18日 至 2023年10月17日	当中間計算期間 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
営業収益			
有価証券売買等損益		△123, 734, 112	$\triangle 40, 965, 337$
営業収益合計		△123, 734, 112	$\triangle 40, 965, 337$
営業費用			
受託者報酬		591, 632	630, 556
委託者報酬		3, 549, 692	3, 783, 286
その他費用		147, 822	157, 542
営業費用合計		4, 289, 146	4, 571, 384
営業利益又は営業損失(△)		$\triangle 128,023,258$	$\triangle 45, 536, 721$
経常利益又は経常損失(△)		△128, 023, 258	△45, 536, 721
中間純利益又は中間純損失(△)		△128, 023, 258	$\triangle 45, 536, 721$
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う中間純損失金額の分 配額(△)		△887, 915	△3, 585, 570
期首剰余金又は期首欠損金(△)		498, 792, 367	393, 219, 897
剰余金増加額又は欠損金減少額		57, 679, 979	43, 201, 835
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		_	_
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		57, 679, 979	43, 201, 835
剰余金減少額又は欠損金増加額		32, 302, 837	28, 118, 042
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		32, 302, 837	28, 118, 042
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		_	_
中間剰余金又は中間欠損金 (△)		397, 034, 166	366, 352, 539

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	区分	前期 2024年 4月15日現在	当中間計算期間末 2024年10月15日現在
1. ※1	期首元本額	4, 756, 646, 241円	5, 271, 610, 590円
	期中追加設定元本額	1, 175, 240, 789円	647, 468, 202円
	期中一部解約元本額	660, 276, 440円	379, 136, 226円
2. ※ 1	中間計算期間末日における受益権の総数	5, 271, 610, 590 🗆	5, 539, 942, 566 □

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
前中間計算期間 自 2023年 4月18日 至 2023年10月17日	当中間計算期間 自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日	
該当事項はありません。	同左	

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	区 分	前期 2024年 4月15日現在	当中間計算期間末 2024年10月15日現在
1.	中間貸借対照表計上額、時価 及びこれらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法並びに有価証 券及びデリバティブ取引に関 する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載してお ります。	(1)有価証券 同左
		(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
		(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定において は一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等に よった場合、当該価額が異なる こともあります。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

前期 2024年 4月15日現在		当中間計算期間末 2024年10月15日現在	
1口当たり純資産額	1.0746円	1口当たり純資産額	1.0661円
(1万口当たり純資産額	10,746円)	(1万口当たり純資産額	10,661円)

(ご参考)

当ファンドは、「TMA日本債券インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA日本債券インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		2024年 4月15日現在	2024年10月15日現在
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		126, 363, 150	124, 812, 855
国債証券		27, 146, 891, 430	28, 379, 340, 430
地方債証券		1, 460, 166, 328	1, 455, 341, 192
特殊債券		98, 781, 000	98, 595, 000
社債券		1, 416, 569, 129	1, 305, 590, 258
未収利息		33, 898, 402	37, 102, 343
前払費用		2, 070, 575	2, 105, 418
流動資産合計	_	30, 284, 740, 014	31, 402, 887, 496
資産合計	-	30, 284, 740, 014	31, 402, 887, 496
負債の部	-		
流動負債			
未払金		61, 000, 020	25, 693, 510
未払解約金		24, 131, 697	42, 186, 712
流動負債合計	-	85, 131, 717	67, 880, 222
負債合計	-	85, 131, 717	67, 880, 222
純資産の部	-		
元本等			
元本	※ 1	24, 870, 146, 684	25, 989, 446, 532
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		5, 329, 461, 613	5, 345, 560, 742
元本等合計	-	30, 199, 608, 297	31, 335, 007, 274
純資産合計	=	30, 199, 608, 297	31, 335, 007, 274
負債純資産合計	·-	30, 284, 740, 014	31, 402, 887, 496
	-		

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2024年 4月16日 至 2024年10月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時 価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示す る価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値 (平均値)等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2410)	(資情対照衣に関する注記)			
	区 分	2024年 4月15日現在	2024年10月15日現在	
1. ※1	本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	21, 792, 398, 079円	24, 870, 146, 684円	
	同期中における追加設定元本額	7, 529, 640, 984円	3,311,781,020円	
	同期中における一部解約元本額	4, 451, 892, 379円	2, 192, 481, 172円	
	同中間期末における元本額	24, 870, 146, 684円	25, 989, 446, 532円	
	元本の内訳*			
	円資産バランスファンド2018-09<適格機関 投資家限定>	302, 322, 725円	298, 902, 608円	
	円資産バランスファンド2019-05<適格機関 投資家限定>	2, 220, 122, 244円	2, 194, 934, 941円	
	円資産バランスファンド2019-09<適格機関 投資家限定>	1,738,093,198円	1,718,270,883円	
	円資産バランスファンド2019-12<適格機関 投資家限定>	2, 226, 140, 359円	2, 200, 725, 017円	
	東京海上セレクション・日本債券インデック ス	4, 665, 099, 636円	4, 898, 644, 029円	
	東京海上・年金運用型戦略ファンド(年1回 決算型)	1,050,924,178円	1, 556, 522, 819円	
	東京海上・円資産インデックスバランスファ ンド	149, 919, 944円	172, 995, 176円	
	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035	1,042,817,765円	1, 219, 260, 083円	
	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045	491, 345, 792円	592, 840, 364円	
	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055	289, 041, 623円	343, 494, 985円	
	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065	415, 840, 616円	482, 610, 299円	
	TMA日本債券インデックスVA<適格機関 投資家限定>	22, 151, 701円	13, 608, 085円	
	東京海上・世界インデックス・バランス40< 適格機関投資家限定>	1, 186, 745, 567円	1, 262, 208, 068円	
	東京海上・世界インデックス・バランス60< 適格機関投資家限定>	4, 266, 400, 033円	4, 609, 182, 843円	

円資産バランスオープン<適格機関投資家限 定>	1, 440, 542, 693円	1, 367, 761, 138円
円資産インデックスバランス<円奏会ベーシック> (適格機関投資家専用)	3, 362, 638, 610円	3, 057, 485, 194円
≅ 1	24, 870, 146, 684円	25, 989, 446, 532円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの中間計算期 間末日における当該親投資信託の受益権の総 数	24, 870, 146, 684 □	25, 989, 446, 532 □

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	区分	2024年 4月15日現在	2024年10月15日現在
1.	貸借対照表計上額、時価及び これらの差額	時価で計上しているため、その 差額はありません。	同左
2.	時価の算定方法並びに有価証 券及びデリバティブ取引に関 する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項 に関する注記)に記載してお ります。	(1)有価証券 同左
		(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
		(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品について は、短期間で決済され、時価 は帳簿価額と近似しているた め、当該帳簿価額を時価とし ております。	(3) 有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左
3.	金融商品の時価等に関する事 項についての補足説明	金融商品の時価の算定において は一定の前提条件等を採用して いるため、異なる前提条件等に よった場合、当該価額が異なる こともあります。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

2024年 4月15日現在		2024年10月15日現在	
1口当たり純資産額	1.2143円	1口当たり純資産額	1. 2057円
(1万口当たり純資産額	12,143円)	(1万口当たり純資産額	12, 057円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2024年10月31日 現在

	種類	金額
Ι	資産総額	5, 985, 237, 592 円
ΙΙ	負債総額	12, 394, 157 円
Ш	純資産総額 (I - II)	5, 972, 843, 435 円
IV	発行済数量	5, 596, 718, 871 □
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.0672 円

(ご参考:親投資信託の現況)

TMA日本債券インデックスマザーファンド

2024年10月31日 現在

	種類	金額
I	資産総額	32, 275, 285, 344 円
Π	負債総額	547, 952, 747 円
Ш	純資産総額 (I – II)	31, 727, 332, 597 円
IV	発行済数量	26, 286, 712, 701 □
V	1 単位当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1. 2070 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振 法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当 該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該 振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等に より受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式 受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

- 2. 受益者に対する特典 特典はありません。
- 3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2024年10月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次 の基本方針決定に生かされます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2024年10月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託(親投資信託を除きます。)は次の通りです。

	本数	純資産総額(百万円)
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	167	2, 917, 998
単位型公社債投資信託	1	2, 671
単位型株式投資信託	18	89, 552
合計	186	3, 010, 222

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
 - また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第282条及び第306条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
 - また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久 保 直 毅

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 井 章 悟

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第38期	(単位:千円) 第39期	
	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)	
資産の部			
流動資産			
現金・預金	20, 784, 858	20, 242, 052	
前払費用	427, 401	523, 560	
未収委託者報酬	3, 200, 726	3, 523, 509	
未収収益	3, 021, 468	4, 088, 25	
未収入金	4		
その他の流動資産	18, 592	26, 49	
流動資産計	27, 453, 052	28, 403, 86	
固定資産			
有形固定資産	* 1 433, 750	* 1 631, 54	
建物	307, 934	434, 85	
器具備品	125, 816	196, 689	
無形固定資産	348, 422	397, 76	
電話加入権	3, 795	3, 79	
ソフトウエア	314, 954	372, 79	
ソフトウエア仮勘定	29, 672	21, 16	
投資その他の資産	3, 508, 324	3, 566, 90	
投資有価証券	48, 291	49, 10	
関係会社株式	1, 668, 529	1, 668, 52	
その他の関係会社有価証券	520,000	80, 00	
長期前払費用	30, 700	16, 22	
敷金	474, 324	474, 32	
が立 その他長期差入保証金	21, 230	21, 23	
繰延税金資産			
投資損失引当金	954, 048	1, 257, 48	
投資領スカヨ金 固定資産計	△ 208, 800	4 FOG 91	
	4, 290, 497	4, 596, 21	
資産合計	31, 743, 550	33, 000, 07	
負債の部			
流動負債			
未払金	3, 477, 655	4, 260, 39	
未払手数料	1, 464, 843	1, 583, 64	
その他未払金	2, 012, 811	2, 676, 74	
未払費用	335, 471	321, 53	
未払消費税等	266, 103	420, 60	
未払法人税等	1, 210, 000	1, 391, 00	
預り金	60, 297	72, 82	
前受収益	2, 579	2, 58	
賞与引当金	288, 706	296, 80	
その他の流動負債	8	2	
流動負債計	5, 640, 822	6, 765, 77	
固定負債			
退職給付引当金	886, 720	927, 21	
固定負債計	886, 720	927, 21	
負債合計	6, 527, 543	7, 692, 983	
純資産の部			
株主資本	25, 210, 382	25, 296, 494	
資本金	2, 000, 000	2, 000, 000	

資本剰余金	400, 000	400, 000
その他資本剰余金	400, 000	400, 000
利益剰余金	22, 810, 382	22, 896, 494
利益準備金	500, 000	500, 000
その他利益剰余金	22, 310, 382	22, 396, 494
繰越利益剰余金	22, 310, 382	22, 396, 494
評価・換算差額等	5, 624	10, 599
その他有価証券評価差額金	5, 624	10, 599
純資産合計	25, 216, 006	25, 307, 093
負債・純資産合計	31, 743, 550	33, 000, 075

(2) 【損益計算書】

(単位:千円) 第38期 第39期 2022年4月1日 2023年4月1日 (自 (自 2023年3月31日) 2024年3月31日) 営業収益 委託者報酬 16, 696, 838 16, 958, 564 運用受託報酬 11,663,951 13, 291, 669 投資助言報酬 92,682 107, 390 その他営業収益 661,029 678, 515 営業収益計 29, 114, 502 31, 036, 140 営業費用 支払手数料 7,669,451 7, 801, 482 広告宣伝費 206, 908 203, 242 調査費 7, 435, 066 8,650,200 調査費 2,823,854 3, 298, 847 委託調査費 4,611,211 5, 351, 353 委託計算費 119, 180 116,944 営業雑経費 265, 287 263, 317 通信費 60, 267 57, 380 印刷費 157, 178 160, 147 23,883 協会費 24, 327 諸会費 12,732 15, 737 図書費 8, 256 8,693 営業費用計 15, 695, 895 17, 035, 188 一般管理費 給料 3, 883, 418 4,075,417 役員報酬 83, 430 82, 371 給料·手当 2,848,648 3,010,062 賞与 951, 339 982, 983 交際費 13, 259 25,693 寄付金 4,696 9,893 旅費交通費 140, 480 162, 304 租税公課 174, 372 246,078 不動産賃借料 468,091 468,091 退職給付費用 163, 194 178, 404 賞与引当金繰入 288, 706 296, 807 固定資產減価償却費 165, 502 247, 247 629, 504 法定福利費 686, 198 福利厚生費 10,617 14, 385 諸経費 503, 320 642, 231 一般管理費計 6, 445, 164 7, 052, 753

営業利益	6, 973, 442	6, 948, 198
営業外収益		
受取利息	189	185
受取配当金	* 1 4,304	1, 238
雑益	13, 722	15, 069
営業外収益計	18, 216	16, 493
営業外費用		
為替差損	54, 263	80, 542
雑損	9, 120	15, 415
営業外費用計	63, 383	95, 958
経常利益	6, 928, 275	6, 868, 734
特別利益		
投資有価証券売却益	480	829
その他特別利益	_	402
特別利益計	480	1, 232
特別損失		
固定資産除却損	190	30, 348
投資有価証券評価損	501	_
投資損失引当金繰入額	208, 800	_
その他特別損失	392	382
特別損失計	209, 884	30, 731
税引前当期純利益	6, 718, 870	6, 839, 235
法人税、住民税及び事業税	2, 220, 524	2, 410, 514
法人税等調整額	△ 149, 911	△ 305, 632
法人税等合計	2, 070, 612	2, 104, 882
当期純利益	4, 648, 257	4, 734, 352

(3)【株主資本等変動計算書】

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
		資本乗	制余金	利益	剰余金
	資本金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金
	剰余金	合計	机盆毕佣金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22, 412, 741
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4,750,617
当期純利益					4, 648, 257
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	_	-	△ 102, 359
当期末残高	2, 000, 000	400, 000	400, 000	500, 000	22, 310, 382

	株主資本		評価・換算差額等			
	利益剰余金	#	その他	評価・換算	純資産合計	
	利益剰余金 合計	株主資本 合計	有価証券 評価差額金	差額等 合計	/でヌ/王 L III	
当期首残高	22, 912, 741	25, 312, 741	5, 529	5, 529	25, 318, 271	

当期変動額					
剰余金の配当	△ 4, 750, 617	△ 4, 750, 617			△ 4,750,617
当期純利益	4, 648, 257	4, 648, 257			4, 648, 257
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			94	94	94
当期変動額合計	△ 102, 359	△ 102, 359	94	94	△ 102, 264
当期末残高	22, 810, 382	25, 210, 382	5, 624	5, 624	25, 216, 006

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
		資本剰	訓余金	利益	利益剰余金	
	資本金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金	
		剰余金	合計	机金华佣金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	400, 000	400, 000	500, 000	22, 310, 382	
当期変動額						
剰余金の配当					△ 4,648,241	
当期純利益					4, 734, 352	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	_	-	_	86, 111	
当期末残高	2,000,000	400, 000	400, 000	500, 000	22, 396, 494	

	株主資本		評価・換算差額等			
	利益剰余金	株主資本	その他	評価・換算	純資産合計	
	利益剰余金 合計	合計	有価証券 評価差額金	差額等 合計	/心兵/王日刊	
当期首残高	22, 810, 382	25, 210, 382	5, 624	5, 624	25, 216, 006	
当期変動額						
剰余金の配当	△ 4, 648, 241	△ 4, 648, 241			△ 4,648,241	
当期純利益	4, 734, 352	4, 734, 352			4, 734, 352	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			4, 974	4, 974	4, 974	
当期変動額合計	86, 111	86, 111	4, 974	4, 974	91, 086	
当期末残高	22, 896, 494	25, 296, 494	10, 599	10, 599	25, 307, 093	

注記事項

(重要な会計方針)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- ① 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

第38期	第39期
> 1000/91	71300791

2023年3月31日現在	2024年3月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表関係)

第38期		第39期		
2023年3月31日現在		2024年 3 月 31 日現在		
*1. 有形固定資産の減価償却のであります。	即累計額は次のとお	*1. 有形固定資産の減何 りであります	西償却累計額は次のとお	
建物	217, 486千円	建物	245, 354千円	
器具備品	477, 945千円	器具備品	481, 065千円	

(損益計算書関係)

第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
*1. 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。 関係会社からの受取配当金 3,605千円	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。
上記のほか、関係会社に対する営業外収益の うち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100 分の10を超えており、その金額は9,067千円で あります。	

(株主資本等変動計算書関係)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	2022年4月1日 現在	増加	減少	2023年3月31日 現在
普通株式	38, 300	_	_	38, 300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額4,750,617千円(ロ) 1株当たり配当額124,037円(ハ)基準日2022年3月31日(二)効力発生日2022年6月30日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額4,648,241千円(ロ)配当の原資繰越利益剰余金(ハ)1株当たり配当額121,364円(ニ)基準日2023年3月31日(ホ)効力発生日2023年6月29日

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

				() == 1 1 7
株式の種類	2023年4月1日 現在	増加	減少	2024年3月31日 現在
普通株式	38, 300	-	_	38, 300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額4,648,241千円(ロ)1株当たり配当額121,364円(ハ)基準日2023年3月31日(二)効力発生日2023年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(イ)配当金の総額3,787,448千円(ロ)配当の原資繰越利益剰余金(ハ)1株当たり配当額98,889円(二)基準日2024年3月31日(ホ)効力発生日2024年6月26日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融間面の状況に関する事項	
第38期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用 することを基本とし、資産の運用に際して は、資産運用リスクを極力最小限に留めるこ とを基本方針としております。	
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒され	

ております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスク

未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、 回収懸念の早期把握や軽減を図っておりま す。

② 市場リスク

未収委託者報酬には、運用資産の悪化から 回収できず当社が損失を被るリスクが存在し ますが、過去の回収実績からリスクは僅少で あると判断しております。

投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。

③ 流動性リスク

当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスク 同左

② 市場リスク 同左

③ 流動性リスク同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第38期(2023年3月31日現在)

2023年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48, 291	48, 291	_
敷金	474, 324	475, 064	739
資産計	522, 615	523, 355	739

(注1)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収収益

未収入金

預り金

未払金

未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位:千円)

	(+
	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1, 640, 302
関連会社株式	28, 227

520,000

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

				(
	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	1, 679	18, 855	995	995
合計	1,679	18, 855	995	995

第39期(2024年3月31日現在)

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	49, 108	49, 108	_
敷金	474, 324	472, 538	△1, 786
資産計	523, 432	521, 646	△1, 786

(注1)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収収益

預り金

未払金

未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位:千円)

	(1 = 113)
	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1, 640, 302
関連会社株式	28, 227
その他の関係会社有価証券	80,000

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位・千円)

				(十)二・1111
	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	-	18, 872	1, 912	1, 101
合計	-	18, 872	1,912	1, 101

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 第38期 (2023年3月31日現在) 金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券	_	48, 291	-	48, 291	
資産計	_	48, 291	-	48, 291	

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
敷金	_	475, 064	_	475, 064	
資産計	_	475, 064	-	475, 064	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券	_	49, 108	_	49, 108	
資産計	_	49, 108	_	49, 108	

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル1 レベル2 レベル3 合計			
敷金	I	472, 538	I	472, 538
資産計	1	472, 538		472, 538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないこ とから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回 り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第38期 2023年3月31日現在

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他 1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他 の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表 計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社 株式28,227千円)並びにその他の関係会社有 価証券(貸借対照表計上額 520,000千円) は、市場価格のない株式等に該当することか ら、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
①貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えるもの			
証券投資	27 605	10 645	9 060
信託	27, 605	18, 645	8, 960
②貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えないも			
の			
証券投資	20 695	21 520	△853
信託	20, 685	21, 539	△000
合計	48, 291	40, 184	8, 106

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。

第39期 2024年3月31日現在

の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表 計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社 株式28,227千円)並びにその他の関係会社有 価証券(貸借対照表計上額 80,000千円) は、市場価格のない株式等に該当することか ら、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
①貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えるもの			
証券投資	27 202	20 277	17 015
信託	37, 893	20, 877	17, 015
②貸借対照			
表計上額が			
取得原価を			
超えないも			
0			
証券投資 信託	11, 214	12, 953	△1,738
合計	49, 108	33, 831	15, 277

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:千円)

区分	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
株式	-	_	-
債券	_	-	_
その他	5, 767	829	_
合計	5, 767	829	_

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について501 千円(その他有価証券の証券投資信託501千 円)減損処理を行っております。 4. 減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

(収益認識関係)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16, 696, 838	1	16, 696, 838
運用受託報酬	11, 529, 748	134, 202	11, 663, 951
投資助言報酬	92, 682	-	92, 682
その他営業収益	661, 029	_	661, 029
合計	28, 980, 299	134, 202	29, 114, 502

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収 益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)

5,513,048千円

顧客との契約から生じた債権(期末残高)

6,222,195千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債 はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16, 958, 564	I	16, 958, 564
運用受託報酬	12, 488, 818	802, 851	13, 291, 669
投資助言報酬	107, 390	1	107, 390
その他営業収益	678, 515	-	678, 515
合計	30, 233, 289	802, 851	31, 036, 140

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権(期首残高) 6,222,195千円 顧客との契約から生じた債権(期末残高) 7,611,757千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(退職給付関係)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	852,862千円
勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の発生額	△24,231千円
退職給付の支払額	△33,244千円
退職給付債務の期末残高	869,667千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費 用の調整表

積立型制度の退職給付債務	_
年金資産	_
	_
非積立型制度の退職給付債務	869,667千円
未積立退職給付債務	869,667千円
未認識数理計算上の差異	17,052千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円
退職給付引当金	886,720千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,720千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	70,929千円
利息費用	3,351千円
数理計算上の差異の費用処理額	644千円
その他	6,556千円
確定給付制度に係る退職給付費用	81,482千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。) 割引率 0.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、81,712千円であります。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	△38, 184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費 用の調整表

積立型制度の退職給付債務	_
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	△13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927, 210千円
退職給付引当金	927, 210千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927, 210千円
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	$\triangle1,778$ 千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89. 362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。) 割引率 0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年 3 月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
	(2023年3月31日現住)	(2024年3月31日現住)
繰延税金資産		
退職給付引当金	271,513千円	283,911千円
未払金	2,092千円	3,362千円
賞与引当金	88,401千円	90,882千円
未払法定福利費	11,663千円	12,359千円
未払事業所税	3,929千円	4,097千円
未払事業税	64,984千円	73,982千円
未払調査費	102,531千円	108,813千円
減価償却超過額	24, 211千円	7,259千円
繰延資産超過額	9,605千円	12,236千円
未払確定拠出年金	2,120千円	2,331千円
未収実績連動報酬	48,549千円	264, 384千円
投資損失引当金	63,934千円	_
未払費用	267, 102千円	404,707千円
繰延税金資産小計	960,642千円	1,268,329千円
評価性引当額	-	_
繰延税金資産合計	960,642千円	1,268,329千円
繰延税金負債		
前払費用	4,110千円	6,166千円
その他有価証券評価差額金	2,482千円	4,677千円
繰延税金負債合計	6,593千円	10,844千円
繰延税金資産の純額	954, 048千円	1,257,485千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期	第39期
(2023年3月31日現在)	(2024年 3 月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の 負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以 下であるため注記を省略しております。	

3. 法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、前事業年度からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用

する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を前事業 年度の期首から適用しています。

(セグメント情報等)

第38期	第39期
自 2022年4月1日	自 2023年4月1日
至 2023年3月31日	至 2024年3月31日

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」 に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める 金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める 投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

「関連情報]

- 1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が 損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載 を省略しております。
- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
25, 542, 522	3, 571, 980	29, 114, 502

- (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国 ごとに分類しております。
- (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借 対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるた め、記載を省略しております

- 3. 主要な顧客ごとの情報
- (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド (毎月決 算型)
- (2) 委託者報酬 3,989,751千円
- (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの 附帯業務を集約した単一セグメント

[セグメント情報]

同左

[関連情報]

- 製品及びサービスごとの情報 同左
- 2. 地域ごとの情報
- (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
27, 411, 151	3, 624, 988	31, 036, 140

- (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国 ごとに分類しております。
- (2) 有形固定資産同左
- 3. 主要な顧客ごとの情報
- (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド (毎月決 算型)
- (2) 委託者報酬 3,106,318千円
- (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの 附帯業務を集約した単一セグメント

(関連当事者情報)

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等 会社等 重要な取引はありません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報 東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等 重要な取引はありません。
- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
同一の 親会社 をもつ	東京海上 日動火災 保険	東京都千代田区	101, 994, 694 千円	損害 保険業	なし	投資信託の取扱	に係る 事務代行	1, 337, 087 千円	未払 手数料	450, 379 千円
会社	株式会社					役員の 兼任	手数料の 支払		1 30.41	

- (注) *取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。 *取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等 重要な取引はありません。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
- (1) 親会社情報 東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報

(1株当たり情報)

第38期				
自 2022年4月1日				
至 2023年3月31日				
1株当たり純資産額	658,381円38銭			
1株当たり当期純利益金額	121,364円43銭			
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。				
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎				
貸借対照表の純資産の部の合計額	25, 216, 006千円			
純資産の部の合計額から控除する金額				
普通株式に係る当期末の純資産額 25,216,006-				
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数 38,300				
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎				
損益計算書上の当期純利益金額	4,648,257千円			
普通株主に帰属しない金額	_			
普通株式に係る当期純利益金額	4,648,257千円			
普通株式の期中平均株式数	38, 300株			

第39期				
自 2023年4月1日				
至 2024年3月31日				
1株当たり純資産額	660,759円61銭			
1株当たり当期純利益金額	123,612円34銭			
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。				
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎				
貸借対照表の純資産の部の合計額	25, 307, 093千円			
純資産の部の合計額から控除する金額	_			
普通株式に係る当期末の純資産額	25, 307, 093千円			
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株			
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎				
損益計算書上の当期純利益金額	4,734,352千円			
普通株主に帰属しない金額	_			
普通株式に係る当期純利益金額	4,734,352千円			
普通株式の期中平均株式数	38,300株			

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 井 章 悟

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奈 良 将太朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間 (2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する 注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が 基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

AL LEE	I A =1 #mpp	(単位:千円)
	会計期間 月30日現在)	
資産の部)	
流動資産		
現金・預金		1, 645, 91
前払費用		445, 71
関係会社短期貸付金	* 1	16, 221, 56
未収委託者報酬		3, 309, 37
未収収益		4, 469, 27
未収入金		36, 14
その他の流動資産		32, 03
流動資産計		26, 160, 03
固定資産	_	
有形固定資産	* 2	575, 87
建物		410, 86
器具備品		165, 0
無形固定資産		391, 20
電話加入権		3, 79
ソフトウエア		363, 13
ソフトウエア仮勘定		24, 29
投資その他の資産		3, 670, 74
投資有価証券		45, 36
関係会社株式		1,669,3
その他の関係会社有価証券		80, 00
長期前払費用		16, 59
敷金		474, 32
その他長期差入保証金		21, 23
繰延税金資産		1, 363, 90
固定資産計		4, 637, 82
資産合計	_	30, 797, 80
負債の部	_	
流動負債		
未払金		3, 575, 04
未払手数料		1, 469, 0
その他未払金		2, 106, 03
未払費用		417, 93
未払消費税等		265, 45
未払法人税等		1, 238, 00
預り金		68, 07
前受収益		12, 8
賞与引当金		414, 7
流動負債計	-	5, 992, 09
固定負債	·	, , ,
退職給付引当金		907, 62
固定負債計		907, 63
負債合計		6, 899, 73
・ 純資産の部	-	0,033,1
株主資本		23, 888, 76
資本金		2,000,00

資本剰余金	400, 000
その他資本剰余金	400, 000
利益剰余金	21, 488, 762
利益準備金	500, 000
その他利益剰余金	20, 988, 762
繰越利益剰余金	20, 988, 762
評価・換算差額等	9, 379
その他有価証券評価差額金	9, 379
純資産合計	23, 898, 141
 負債・純資産合計	30, 797, 863

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間				
	(自	2024年4月1日		
	至	2024年9月30日)		

	云可 <i>为</i> 间 年4月1日
	年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	8, 038, 620
運用受託報酬	6, 708, 309
投資助言報酬	59, 208
その他営業収益	346, 477
営業収益計	15, 152, 615
営業費用	
支払手数料	3, 610, 428
広告宣伝費	110, 741
調査費	4, 419, 764
調査費	1, 792, 091
委託調査費	2, 627, 672
委託計算費	64, 325
営業雑経費	136, 280
通信費	29, 635
印刷費	77, 926
協会費	13, 804
諸会費	10, 164
図書費	4, 750
営業費用計	8, 341, 540
一般管理費	
給料	1, 768, 814
役員報酬	39, 165
給料・手当	1, 586, 043
賞与	143, 605
交際費	7, 666
寄付金	200
旅費交通費	77, 766
租税公課	88, 884
不動産賃借料	234, 046
退職給付費用	89, 439
賞与引当金繰入	414, 756
固定資產減価償却費	* 1 123, 747
法定福利費	349, 296
福利厚生費	8, 552
諸経費	231, 573
一般管理費計	3, 394, 743

営業利益	3, 416, 330
営業外収益	
受取利息	8, 215
受取配当金	1, 300
為替差益	7, 169
雑益	6, 792
営業外収益計	23, 477
営業外費用	
雑損	4, 606
営業外費用計	4, 606
経常利益	3, 435, 202
特別利益	
特別損失	
税引前中間純利益	3, 435, 202
法人税、住民税及び事業税	1, 161, 368
法人税等調整額	△ 105, 882
法人税等合計	1, 055, 485
中間純利益	2, 379, 716

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
		資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	その他資本	資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金
		剰余金	合計	刊盆毕佣金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2, 000, 000	400,000	400,000	500,000	22, 396, 494
当中間期変動額					
剰余金の配当					△ 3, 787, 448
中間純利益					2, 379, 716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	_				△ 1, 407, 732
当中間期末残高	2, 000, 000	400,000	400,000	500,000	20, 988, 762

	株主資本		評価・換		
	利益剰余金株主資本		その他	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金 合計	合計	有価証券 評価差額金	差額等 合計	#UX/Z I II
当期首残高	22, 896, 494	25, 296, 494	10, 599	10, 599	25, 307, 093
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 3, 787, 448	△ 3, 787, 448			△ 3, 787, 448
中間純利益	2, 379, 716	2, 379, 716			2, 379, 716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			△ 1,219	△ 1,219	△ 1,219
当中間期変動額合計	△ 1, 407, 732	△ 1, 407, 732	△ 1,219	△ 1,219	△ 1, 408, 951
当中間期末残高	21, 488, 762	23, 888, 762	9, 379	9, 379	23, 898, 141

注記事項

(重要な会計方針)

当中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- ① 市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等移動平均法による原価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- 3. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報

酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬) については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(中間貸借対照表関係)

		当中間会計期間 (2024年9月30日現在)
*1. 貸出コミットメント	を目的として、キ 「CMS」)を導入し 出コミットメントを 「関係会社短期貸付	『全体の資金管理や資金効率の向上をはかることでキッシュ・マネジメント・サービス(以下ております。当社は、関係会社と、CMSによる貸を定めた金銭消費貸借契約を締結しています。 「金」は、これによる貸付金であります。CMSにおいたに係る貸出未実行残高は次のとおりでありよの総額 30,000,000千円
	貸出実行残高	16, 221, 561千円
	差引額	13, 778, 438千円
	化、契約当事者の経 コミットメントの金 の上で変更できるも	登貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変営状態の変化、その他事由があるときには、貸出額及び利息の条件について、契約当事者間で同意のと定められており、必ずしも全額が貸出実行させん。また、当社の資金が不足している場合にる場合があります。
* 2. 有形固定資産の減価 償却累計額	建物 器具備品	269, 340千円 490, 446千円

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 自 2024年4月1日 至 2024年9月30日
*1. 減価償却実施額	有形固定資產 62,689千円 無形固定資產 61,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

Ξ Π	当中間会計期間
自	2024年4月1日
至	2024年9月30日

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

地士の 種粕	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
株式の種類	(株)	増加 (株)	減少 (株)	(株)
普通株式	38, 300	_	_	38, 300

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
 - (イ) 配当金の総額・・・・・・3,787,448千円
 - (ロ) 1株当たり配当額・・・・・98,889円
 - (ハ) 基準日・・・・・・・・・2024年3月31日
 - (二) 効力発生日・・・・・・・2024年6月26日

(金融商品関係)

当中間会計期間(2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	45, 368	45, 368	-
敷金	474, 324	472, 101	$\triangle 2,223$
資産計	519, 692	517, 469	△2, 223

(注1)以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

関係会社短期貸付金

未収委託者報酬

未収収益

未収入金

預り金

未払金

未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの中間貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1, 641, 087
関連会社株式	28, 227
その他の関係会社有価証券	80,000

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成

される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により

算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以

外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	_	45, 368	-	45, 368
資産計	-	45, 368		45, 368

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

	時価					
	レベル1 レベル2 レベル3 合計					
敷金	I	472, 101	ı	472, 101		
資産計	I	472, 101	ı	472, 101		

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間(2024年9月30日現在)

その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	証券投資信託	33, 767	18, 915	14, 852
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	証券投資信託	11, 600	12, 933	△1, 332
合計		45, 368	31, 849	13, 519

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

			(11=1117)
	運用報酬	成功報酬	合計

委託者報酬	8, 038, 620		8, 038, 620
運用受託報酬	6, 708, 309	1	6, 708, 309
投資助言報酬	59, 208	_	59, 208
その他営業収益	346, 477	_	346, 477
合計	15, 152, 615	_	15, 152, 615

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに 当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込 まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権(期首残高) 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権(期末残高) 7,778,655千円

(*) なお、当中間会計期間の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の 設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告 セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省 略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
13, 310, 666	1, 841, 948	15, 152, 615

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える ため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 株当たり情報)					
当中間会計期間					
自 2024年4月1日					
至 2024年9月30日					
1株当たり純資産額	623,972円37銭				
1株当たり中間純利益金額	62,133円59銭				
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。					
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎					
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	23,898,141千円				
純資産の部の合計額から控除する金額	_				
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	23,898,141千円				
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の 普通株式の数	38, 300株				
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎					
中間損益計算書上の中間純利益金額	2,379,716千円				
普通株主に帰属しない金額	_				
普通株式に係る中間純利益金額	2,379,716千円				
普通株式の期中平均株式数	38,300株				

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の 親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいま す。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有し ていることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令 で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融 デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行う こと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

東京海上セレクション・日本債券インデックス 約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託 東京海上セレクション・日本債券インデックス 運用の基本方針

約款第18条(運用の基本方針)の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

NOMURA-BPI (総合)に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「TMA日本債券インデックスマザーファンド受益証券」(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)に投資します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほかわが国の 公社債等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ①主として、わが国の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI(総合)に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。
- ②当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。従って、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。
- ③信託財産の効率的な運用に資するため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額(マザーファンドにおいて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
- (2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (4) マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5% 以下とします。
- (7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等 の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象 額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を 行います。

追加型証券投資信託 東京海上セレクション・日本債券インデックス 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UF J信託 銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行 うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第3条 委託者は、金1,000万円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条(信託契約の解約)第1項、第50条(信託契約に関する監督 官庁の命令)第1項、第51条(委託者の登録取消等に伴う取扱い)第1項または第53条(受託者の辞任および 解任に伴う取扱い)第2項による信託終了の日までとします。

【受益権の分割および再分割】

- 第5条 委託者は、第3条(信託の目的、金額および追加信託の限度額)第1項に規定する信託によって生じた受益権については1,000万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条(追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法)第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条 (受益権の分割および再分割)の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日(「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。また、委託者の営業日以外の日を「休業日」といいます。以下同じ。)の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条(有価証券 の借入)に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時 価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産 総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
 - ③ 信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第29条(外国為替予約の指図)に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものと

します。

③ 委託者は、第5条(受益権の分割および再分割)の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。 振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

- 第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第5条(受益権の分割および再分割)第1項の規定により分割される受益権を、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって、取得申込に応ずることができます。
 - ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
 - ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑤ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
 - ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第38条(信託の計算期間)に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条(受益権の譲渡に係る記載または記録)の規定による振替口座簿への記載または記録 によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。) および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。
 - 1. 有価証券
 - 2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条(先物取引等の運用指図)、第23条(スワップ取引の運用指図)および第24条(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)に定めるものに限ります。)
 - 3. 金銭債権(1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 4. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。 為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「TMA日本債券インデックスマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみ

なされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

- 1. 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に 表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上 必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ① 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第30条(信託業務の委託等)第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条(投資の対象とする資産の種類)および前条(運用の指図範囲)に掲げる資産への投資等ならびに第21条(信用取引の指図範囲)ないし第27条(有価証券の借入)、第29条(外国為替予約の指図)、第33条(有価証券の売却等の指図)、第34条(再投資の指図)および第35条(資金の借入)に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
 - ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引 その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受 託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条(投資の対象とする資産の種類)および前条(運用の指図範囲)に掲げる資産への投資等ならびに第21条(信用取引の指図範囲)ないし第27条(有価証券の借入)、第29条(外国為替予約の指図)、第33条(有価証券の売却等の指図)、第34条(再投資の指図)および第35条(資金の借入)に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている 株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行する ものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権 証券については、この限りではありません。
 - ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見 書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図すること ができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えること となる投資の指図をしません。
 - ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に 係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時 価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいい ます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第22条 委託者は、日本国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいま

- す。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ② 委託者は、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条(信託期間)に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

- 第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条(信託期間)に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、 担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

【デリバティブ取引等に係る投資制限】

第24条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法 により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約 の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

【有価証券の空売の運用指図】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第27条(有価証券の借入)の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の 決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 - 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【外貨建資産への投資制限、特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち 信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指 図をしません。
 - ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額

に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産(マザーファンド の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避 するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ② 前項の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします
 - ④ 第1項および第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得 た額をいいます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第29条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

- 第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託を するときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として 選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。 ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載 または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受 託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産 に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条(有価証券の売却等の指図)の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金 等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指 図ができます。

【資金の借入】

- 第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資 に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の 指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

- 第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出が あるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第38条 この信託の計算期間は、毎年4月16日から翌年4月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年4月15日までとします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日(法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。)とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条(信託期間)に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
 - ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
 - ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第40条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、信託財産に係る 監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息(これらを以下 「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条(信託の計算期間)に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の14の率を乗じて得た額とします。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (「配当等収益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および 当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を

分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第45条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資)第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条(一部解約)第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資)第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第45条 受益者に帰属する収益分配金は、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として 毎計算期間終了日の翌営業日に指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞 なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条(受益 権の帰属と受益証券の不発行)第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
 - ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。
 - ④ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
 - ⑤ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

また、「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【償還金の時効】

第46条 受益者が、信託終了による償還金について前条(収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益 分配金の再投資)第2項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受 託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

- 第47条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
 - ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の 実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等 にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第49条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ること となったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事 情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この 場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合

において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約 し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条(信託約款の変更等)の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐ ことを命じたときは、この信託は、第54条(信託約款の変更等)第2項の書面決議で否決された場合を除き、 当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条(信託約款の変更等)の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の 併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下 「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書 面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前ま でに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を 発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 事面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合 に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との 併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権冒取請求の不適用】

第55条 この信託は、受益者が第47条(一部解約)の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第49条(信託契約の解約)に規定する信託契約の解約または前条(信託約款の変更等)に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

- 第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

【公告】

- 第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tokiomarineam.co.jp/
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

- 附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会 社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むも のとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。
- 附則第2条 第24条(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 附則第3条 第24条(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年4月28日 (信託契約締結日)

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社